

第 6 章

環境影響評価の項目並びに
調査、予測及び評価の手法

第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

6.1 環境影響評価の項目の選定

6.1.1 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、「環境影響評価指針」（平成11年愛知県告示第445号）（以下、「指針」という。）別表第1の参考項目を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ選定した。

本事業に伴う一連の諸行為等のうち、指針別表第1に掲げられている環境影響を及ぼすおそれのある要因（以下、「影響要因」という。）である「工事の実施」、「土地又は工作物の存在及び供用」の各段階について、指針別表第1に掲げられている環境の構成要素（以下、「環境要素」という。）のうち、影響要因により影響を受けるおそれがあり、予測及び評価を行う必要があると考えられる項目として、「大気質」、「騒音及び超低周波音」、「振動」、「水質」、「地盤・土壌」、「地下水の状況及び地下水質」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物等」及び「温室効果ガス等」を選定した。

影響要因と環境要素の関連及び環境影響評価項目は、第6.1-1表のとおりである。

1. 本事業の事業特性

本事業における工事の実施、並びに土地又は工作物の存在及び供用に関する事業特性は、以下のとおりである。

(1) 工事の実施に関する事業特性

- ・ 資材等の搬入及び搬出として、伐採した樹木及び廃材の搬出、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤がある。
- ・ 建設機械の稼働等として、樹木伐採、切土・盛土、整地、調整池の設置等の用地造成工事、工場施設、付帯設備の設置等の施設建設工事がある。
- ・ 掘削、盛土等の土工として、用地造成工事を行う。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する事業特性

- ・ 地形改変並びに造成地及び工作物等の存在として、切土・盛土、整地等を実施して工場用地を造成し、自動車生産施設を設置する。
- ・ ばい煙の排出として、乾燥炉等が稼働する。
- ・ 汚水の排出として、工場排水及び生活排水は排水処理施設により処理した後、河川放流する。
- ・ 機械等の稼働として、プレス機、切断機、組立機械等が稼働する。
- ・ 製品、廃棄物等の搬入及び搬出として、自動車部品、燃料等の搬入、完成自動車、廃棄物等の搬出、工場関係者の通勤がある。
- ・ 環境に負荷を与える活動として、自動車生産に伴う廃棄物の発生、温室効果ガス等の排出がある。

2. 主な地域特性

(1) 自然的状況

- ・ 豊田地域気象観測所における平年値は、年平均気温が15.3℃、年平均風速が1.5m/s、最多風向がNE（北東）となっている。
- ・ 対象事業実施区域の周囲の一般環境大気測定局2局における2024年度の測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質ともに環境基準に適合している。
- ・ 対象事業実施区域の周囲では、環境騒音の調査が4地点において行われており、昼夜ともに環境基準に適合している。また、自動車騒音の面的評価は、2024年度に7区間で行われており、道路に面する地域の住居等の環境基準達成率は、昼間が97.6～100.0%、夜

間が 94.2~100.0%である。さらに、自動車騒音の調査が 2024 年度に 2 地点で行われており、「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく自動車騒音の要請限度を昼間及び夜間ともに超えていない。

- ・ 対象事業実施区域の周囲では、道路交通振動の調査が 2024 年度に 1 地点で行われており、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく道路交通振動の要請限度を昼間及び夜間ともに超えていない。
- ・ 対象事業実施区域の周囲には、一級河川の伊保川、二級河川の逢妻女川、布袋子川等がある。2024 年度において逢妻川上流では、生物化学的酸素要求量 (BOD) が環境基準を達成している。また、健康項目の環境基準の適合状況は、対象事業実施区域の周囲の 3 地点すべてで環境基準に適合している。
- ・ 対象事業実施区域の地形の状況は、主に人工改変地及び急斜面が分布しており、一部に砂礫台地 (最上位)、谷底平野・氾濫平野等が分布している。また、地質の状況については、礫、砂及び泥 (三好層) 並びに泥、砂及び礫 (矢田川層) が分布している。
- ・ 重要な地形及び地質として、対象事業実施区域の周囲には、隆起準平原の三河高原が分布している。
- ・ 対象事業実施区域及びその周囲の地下水の水質の状況は、2023 年度において概況調査が 1 地点で行われており、すべての調査項目で環境基準に適合している。また、2024 年度において定期モニタリング調査が 4 井戸で行われており、みよし市三好丘旭において総水銀が環境基準を超過している。
- ・ 対象事業実施区域の土壌の状況は、乾性褐色森林土壌 (未熟土系)、赤色土壌、細粒グライ土壌が分布しており、対象事業実施区域の周囲には黄色土壌等が分布している。
- ・ 対象事業実施区域及びその周囲の動物相は、哺乳類 46 種、鳥類 244 種、爬虫類 21 種、両生類 19 種、魚類 71 種、昆虫類 9,291 種、クモ類 474 種、貝類 116 種の合計 10,282 種が確認されている。このうち重要な種は 471 種 (哺乳類 24 種、鳥類 85 種、爬虫類 5 種、両生類 10 種、魚類 25 種、昆虫類 244 種、クモ類 34 種、貝類 44 種) が確認されている。
- ・ 対象事業実施区域及びその周囲の注目すべき生息地は、生物多様性の観点から重要度の高い湿地の「濃尾平野外縁部のため池群」及び KBA の「濃尾平野外縁部」が分布する。
- ・ 対象事業実施区域及びその周囲の植物相は、シダ植物 254 種、裸子植物 25 種、基部被子植物群 49 種、単子葉類 599 種、真正双子葉類 1,470 種、合計 193 科 2,397 種が確認されている。このうち重要な種は、106 科 388 種が確認されている。
- ・ 現存植生図によれば、対象事業実施区域では主に「ケネザサーコナラ群集」、「ゴルフ場・芝地」及び「シイ・カシ二次林」が広がっており、一部に「アカメガシワローカラスザンショウ群落」、「水田雑草群落」等もみられる。また、植生自然度図によれば、対象事業実施区域において最も高い植生自然度は、「ヌマガヤオーダー」の「10」である。
- ・ 対象事業実施区域及びその周囲における植物の重要な群落等は、「三好湿原」及び「スギ・ヒノキ植林」が分布する。また、植生自然度 10 の群落として「ヌマガヤオーダー」、「ヨシクラス」及び「ツルヨシ群落」が、植生自然度 9 の群落として「カナメモチーコジイ群集」、「ヤナギ高木群落 (VI)」が分布する。湿地湿原として「大池東湿地」、「大池西湿地」及び「浄水南湿地」が分布する。
- ・ 対象事業実施区域では、森林環境に生息するコガネムシ類、カミキリムシ類、ハムシ類等が下位の消費者となり、それらを捕食するカエル類やトカゲ類等、雑食性のネズミ類、モズ、ホオジロ等が中位の消費者となっている。また、これら中位に位置する様々な動物を捕食するニホンイタチ、アカギツネのほか、スズメ、ムクドリ等の小~中型の鳥類を捕食するオオタカやハイタカ等の猛禽類、その他、水辺では淡水魚類や両生類・爬虫

類を捕食するアオサギやカワセミ等の水辺の鳥類が上位の消費者となる生態系の成立が考えられる。

- ・ 対象事業実施区域及びその周囲の重要な自然環境のまよりの場合は、植生自然度の高い群落としてヌマガヤオーダーやヨシクラス群落等が、湿地湿原として大池東湿地、大池西湿地及び浄水南湿地が、その他に三ヶ峯鳥獣保護区や保安林等が存在する。
- ・ 対象事業実施区域及びその周囲における景観資源は、豊田スタジアムと豊田大橋、緑陰歩道（西町、若宮町）、三好池等が存在する。
- ・ 対象事業実施区域及びその周囲における主な眺望点は、浄水公園、平芝公園、三好丘緑地等が存在する。
- ・ 対象事業実施区域及びその周囲における主な人と自然との触れ合いの活動の場は、さなげアドベンチャーフィールド、逢妻女川・彼岸花、三好丘緑地等が存在する。

(2) 社会的状況

- ・ 対象事業実施区域の最寄りの住居系用途地域は、対象事業実施区域の北西側に第一種中高層住居専用地域、対象事業実施区域の西側に第一種低層住居専用地域が隣接している。
- ・ 対象事業実施区域の最寄りの環境の保全についての配慮が特に必要な施設は、対象事業実施区域の北約 0.2km に加茂看護専門学校がある。
- ・ 住宅等の配置の状況は、最寄りの住宅が、対象事業実施区域の北西約 10m（第一種中高層住居専用地域内）と、対象事業実施区域の西約 10m（第一種低層住居専用地域内）に存在する。
- ・ 対象事業実施区域は、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地に指定されている。

第 6.1-1 表 環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分		影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用					
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削、盛土等の土工	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	ばい煙の排出	汚水の排出	機械等の稼働	製鉄、廃棄物等の搬入及び搬出	環境に負荷を与える活動
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			○			○	
		浮遊粒子状物質	○	○			○			○	
		粉じん等	○	○	○						
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○						○	
		道路交通騒音	○							○	
	振動	建設作業等振動		○						○	
		道路交通振動	○							○	
	水質	水素イオン濃度			○						
		水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）						○			
		水の濁り（浮遊物質）			○						
		富栄養化						○			
	地盤・土壌	地盤環境（地盤沈下）			○	○					
		土壌環境			○						
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○					
地下水質					○						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○		○			
	植物	重要な種及び群落			○	○		○			
	生態系	地域を特徴付ける生態系			○	○		○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○							○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物		○	○					○	
		残土その他の副産物			○						
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○		○				○	

注：1. 「○」は、環境影響評価項目として選定したことを示す。

2. 網掛けは、指針別表第1「3 面的開発」の参考項目を示す。

6.1.2 選定の理由

環境影響評価の項目として選定する理由は、第 6.1-2 表のとおりである。

第 6.1-2 表(1) 環境影響評価の項目として選定する理由

環境要素の区分		影響要因の区分	選定理由等
大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質	資材等の搬入及び搬出	工事関係車両の主要な交通ルート沿いに住宅等が存在し、資材等の搬入及び搬出による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		建設機械の稼働等	対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在し、建設機械の稼働等による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		ばい煙の排出	対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在し、工場の稼働に伴いばい煙の排出による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		製品、廃棄物等の搬入及び搬出	施設関係車両の主要な交通ルート沿いに住宅等が存在し、製品、廃棄物等の搬入及び搬出による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
	粉じん等	資材等の搬入及び搬出	工事関係車両の主要な交通ルート沿いに住宅等が存在し、資材等の搬入及び搬出による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		建設機械の稼働等	対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在し、建設機械の稼働等による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
掘削、盛土等の土工		対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在し、掘削、盛土等の土工に伴う影響が考えられることから、評価項目として選定する。	
騒音及び 超低周波音	建設作業等騒音	建設機械の稼働等	対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在し、建設機械の稼働等による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		機械等の稼働	対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在し、機械等の稼働による影響が考えられることから、評価項目として選定した。
	道路交通騒音	資材等の搬入及び搬出	工事関係車両の主要な交通ルート沿いに住宅等が存在し、資材等の搬入及び搬出による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		製品、廃棄物等の搬入及び搬出	施設関係車両の主要な交通ルート沿いに住宅等が存在し、製品、廃棄物等の搬入及び搬出による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
振動	建設作業等振動	建設機械の稼働等	対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在し、建設機械の稼働等による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		機械等の稼働	対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在し、機械等の稼働による影響が考えられることから、評価項目として選定した。
	道路交通振動	資材等の搬入及び搬出	工事関係車両の主要な交通ルート沿いに住宅等が存在し、資材等の搬入及び搬出による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		製品、廃棄物等の搬入及び搬出	施設関係車両の主要な交通ルート沿いに住宅等が存在し、製品、廃棄物等の搬入及び搬出による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
水質	水素イオン濃度	掘削、盛土等の土工	対象事業実施区域の周囲に河川が存在し、掘削、盛土等の土工によるコンクリートからのアルカリ分の流出に伴う影響が考えられることから、評価項目として選定する。
	水の汚れ (生物化学的酸素要求量等)	汚水の排出	対象事業実施区域の周囲に河川が存在し、自動車生産施設等からの排水による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
	水の濁り(浮遊物質質量)	掘削、盛土等の土工	対象事業実施区域の周囲に河川が存在し、掘削、盛土等の土工による裸地等からの雨水排水に伴う影響が考えられることから、評価項目として選定する。
	富栄養化	汚水の排出	対象事業実施区域の周囲に河川が存在し、自動車生産施設等からの排水による影響が考えられることから、評価項目として選定する。

第 6.1-2 表 (2) 環境影響評価の項目として選定する理由

環境要素の区分		影響要因の区分	選定理由等
地盤・土壌	地盤環境 (地盤沈下)	掘削、盛土等の土工	掘削、盛土等の土工による地下水位の変化が、地盤環境 (地盤沈下) に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
		地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在が、地盤環境 (地盤沈下) に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
	土壌環境	掘削、盛土等の土工	掘削、盛土等の土工が、土壌環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況	掘削、盛土等の土工	掘削、盛土等の土工が、地下水の水位に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
		地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	地形改変並びに造成地及び工作物の設置が、地下水の水位に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
	地下水の水質	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	地形改変並びに造成地及び工作物の設置が、地下水の水質に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	建設機械の稼働等	対象事業実施区域及びその周囲において重要な種の生息が確認されており、建設機械の稼働等に伴う影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		掘削、盛土等の土工	対象事業実施区域及びその周囲において重要な種の生息が確認されており、掘削、盛土等の土工に伴う影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	対象事業実施区域及びその周囲において重要な種の生息が確認されており、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		汚水の排出	対象事業実施区域及びその周囲において重要な種の生息が確認されており、自動車生産施設等からの排水による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
植物	重要な種及び群落	掘削、盛土等の土工	対象事業実施区域及びその周囲において重要な種の生育が確認されており、掘削、盛土等の土工に伴う影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	対象事業実施区域及びその周囲において重要な種の生育が確認されており、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		汚水の排出	対象事業実施区域及びその周囲において重要な種の生育が確認されており、自動車生産施設等からの排水による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
生態系	地域を特徴付ける生態系	掘削、盛土等の土工	対象事業実施区域及びその周囲において重要な自然環境のまともりの場が確認されており、掘削、盛土等の土工に伴う影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	対象事業実施区域及びその周囲において重要な自然環境のまともりの場が確認されており、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在による影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		汚水の排出	対象事業実施区域及びその周囲において重要な自然環境のまともりの場が確認されており、自動車生産施設等からの排水による影響が考えられることから、評価項目として選定する。

第 6.1-2 表 (3) 環境影響評価の項目として選定する理由

環境要素の区分		影響要因の区分	選定理由等
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により、主要な眺望景観に変化が生じるおそれがあることから、評価項目として選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	資材等の搬入及び搬出	工事関係車両の主要な交通ルートが、主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセス道路となっていることから、評価項目として選定する。
		製品、廃棄物等の搬入及び搬出	施設関係車両の主要な交通ルートが、主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセス道路となっていることから、評価項目として選定する。
廃棄物等	廃棄物	建設機械の稼働等	建設機械の稼働等により、廃棄物の発生が考えられることから、評価項目として選定する。
		掘削、盛土等の土工	掘削、盛土等の土工により、廃棄物の発生が考えられることから、評価項目として選定する。
	環境に負荷を与える活動	工作物の供用において、自動車生産施設等から廃棄物の発生が考えられることから、評価項目として選定する。	
	残土その他の副産物	掘削、盛土等の土工	掘削、盛土等の土工により、残土及びその他建設工事に伴う副産物の発生が考えられることから、評価項目として選定する。
温室効果ガス等	温室効果ガス等	資材等の搬入及び搬出	工事関係車両の走行による温室効果ガス等の発生が考えられることから、評価項目として選定する。
		建設機械の稼働等	建設機械の稼働等による温室効果ガス等の発生が考えられることから、評価項目として選定する。
		地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在による樹木の伐採に伴う二酸化炭素吸収量の減少等が考えられることから、評価項目として選定する。
		環境に負荷を与える活動	環境に負荷を与える活動による温室効果ガス等の発生が考えられることから、評価項目として選定する。

6.2 調査、予測及び評価の手法の選定

6.2.1 専門家等へのヒアリング

1. 関係市への意見聴取

動物、植物及び生態系の調査、予測及び評価の手法の検討に当たり、配慮書についての愛知県知事意見を踏まえ、関係市である豊田市及びみよし市への意見聴取を実施した。意見聴取の概要は、第 6.2-1 表のとおりである。

第 6.2-1 表 関係市への意見聴取概要

意見聴取先：豊田市環境政策課	実施日：2026 年 1 月 9 日
意見聴取内容	
<p>豊田市が実施した動植物に関する既往調査の結果から、対象事業実施区域及びその周辺において希少種を抽出したところ、鳥類 11 種、爬虫類 3 種、両生類 1 種、魚類 3 種、昆虫類 6 種、貝類 1 種、植物 18 種が記録されており、確認地点の GIS データを提供する。</p> <p>このうち、豊田市内では、この抽出範囲でのみ確認されている種が 3 種存在する。</p> <p>ため池や湿地等に生育生息する希少種が多く確認されている地域であるため、提供データが調査計画に的確に反映されることにより、精度の高い調査、予測及び評価が行われることを期待する。</p>	
意見聴取先：豊田市矢作川研究所	実施日：2026 年 1 月 9 日
意見聴取内容	
<p>対象事業実施区域の周囲の逢妻女川では、2012 年及び 2013 年の調査において重要種であるドジョウ、ミナミメダカ、ニホンウナギの 3 種が確認されている。これらは一般的に濁度への耐性がある種であるが、ミナミメダカは化学物質に対する感受性が高い種であり、工事排水等には留意が必要である。</p> <p>2021 年発行の豊田市矢作川研究所の季刊誌「Rio No.221」では、逢妻女川における 2017 年～2021 年の魚類及びエビ・カニ類の調査結果が示されている。これらの調査結果は、逢妻女川全体（布袋子川の合流地点を含む）を対象としたものであるが、当該河川に生息の可能性がある種の把握に有用である。</p> <p>トヨタ自動車貞宝工場内の調整池で、ヒメタイコウチ（死骸）が確認されている。ヒメタイコウチは移動能力が低く、確認地点の環境から定常的な生息の可能性は低いと考えられ、上流の湿地環境等から流下した可能性がある。</p> <p>豊田市西部の河川の上流域では、ニホンイシガメが確認されており、魚類調査を実施する際には、不随的に本種が確認される可能性があるため留意頂きたい。</p>	
意見聴取先：みよし市生活環境課	実施日：2025 年 12 月 17 日
意見聴取内容	
<p>みよし市北部で「あいち生物多様性戦略 2030」の重点プロジェクトとして、湿地の保全が行われる計画があるが、対象事業実施区域からは距離があるため、影響はないものと考えられる。</p> <p>また、当該事業地周辺における非公表の重要種情報等はない。</p>	

2. 専門家へのヒアリング

調査、予測及び評価の手法の検討に当たり、専門家からの意見聴取を実施した。専門家からの意見の概要及び事業者の対応は第 6.2-2 表のとおりである。

第 6.2-2 表(1) 専門家へのヒアリング結果（地下水の状況）

専門分野	地下水工学、環境地盤工学		
属性	元大学教授	ヒアリング実施日	2025 年 10 月 14 日
意見の概要		事業者の対応	
<ul style="list-style-type: none"> この地域全体の地質状況を三次元的に把握するには、格子状に地質調査の地点を配置するとよい。地下水位の調査地点において、地質調査を行うことで、縦・横方向の地質断面が描け、より三次元的な把握が可能になる。 地質調査地点をゴルフ場北側中央付近に設定するとより網羅的に地質の状況を把握できると思われる。 		<ul style="list-style-type: none"> 地下水調査地点を含めた 11 地点において、地質調査を行い、縦横方向の地質断面の把握が可能な計画とした。 	
<ul style="list-style-type: none"> 周辺の井戸水利用の状況を把握する必要がある。東・南側は、河川と対象事業実施区域の間を、北・西側は、住宅地内を対象に調査を行うとよい。 		<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域と布袋子川及び鉛川までのエリア、北西部の住宅地を含む地域について、地下水の利用の状況の調査範囲とした。 	
<ul style="list-style-type: none"> 地下水位の測定に合わせ、雨量の他に、河川流量を把握しておくことよい。河川の合流地点の手前でモニタリングするとよい。 		<ul style="list-style-type: none"> 布袋子川及び鉛川の水位観測を実施する計画とした。 	
<ul style="list-style-type: none"> 地下水位測定は、現況調査の他に、造成工事開始までの気象影響等による水位の変動パターンを把握しておくことよい。工実施後の水位の変化が、気象影響であるか工事影響であるかの説明ができ、トラブル処理に役立つ。 		<ul style="list-style-type: none"> 造成工事開始までの環境監視計画の検討の際の参考とする。 	
<ul style="list-style-type: none"> 地下水の状況の予測は、ボーリング調査による三次元的な地質構造の現状を把握し、造成後の地質構造と比較により、影響を受ける地質・帯水層を把握し、周辺での地下水利用の状況を踏まえた影響予測をまずは定性的に行う。地下水変動の数値シミュレーション解析は、定性的な分析結果を基に、実施の要否を判断すればよい。 		<ul style="list-style-type: none"> 地下水に及ぼす影響の予測手法は、地下水の水利的な流況把握又は類似事例の引用による解析を行い、地下水位への影響を定性的に予測することとした。 	

第 6.2-2 表(2) 専門家へのヒアリング結果（哺乳類）

専門分野	哺乳類		
属性	大学准教授	ヒアリング実施日	2026 年 2 月 5 日
意見の概要		事業者の対応	
<ul style="list-style-type: none"> 使用する建材による外来種の移入に関して、国外外来種が付着している可能性のあるものを持ち込まないといった処置について準備書段階で検討すること。 		<ul style="list-style-type: none"> 準備書段階において、使用する建材による外来種の移入対策について検討を行うこととする。 	
<ul style="list-style-type: none"> モグラ類の坑道サイズを計測することでアズマモグラかコウベモグラかを判別できる可能性がある。坑道や土塚が見つければサイズを測り、種の判別を試みる。 		<ul style="list-style-type: none"> 現地調査で坑道や土塚を確認した際はサイズを測り、種の判別に努めることとする。 	
<ul style="list-style-type: none"> 自動撮影調査、小型哺乳類捕獲調査等の調査位置について、配置が決まり次第確認したい。 		<ul style="list-style-type: none"> 調査実施前に、トラップ類の設置位置の妥当性について確認を行うこととする。 	
<ul style="list-style-type: none"> ネズミ類、モグラ類が捕獲された場合、地域の自然史に関する情報を残すという観点から、放獣ではなく標本化を検討頂きたい。 本学で引き取ることも可能かと思われる。 		<ul style="list-style-type: none"> 捕獲したネズミ類、モグラ類の標本化について、関係各所含めて検討する。 	
<ul style="list-style-type: none"> コウモリ類調査に用いるバットディテクターは、ヘテロダイン式ではなく、ソナグラムを表示でき録音可能な機種を使用すること。 樹林内のコウモリ類調査として、設置型のバットディテクターを 1 台設置すること。 		<ul style="list-style-type: none"> コウモリ類夜間調査に用いる機器はソナグラムの表示、録音可能な機器とする。 コウモリ類の夜間調査において、樹林内に設置型バットディテクターを用いた調査を追加する。 	

第 6.2-2 表(3) 専門家へのヒアリング結果（鳥類）

専門分野	鳥類	ヒアリング実施日	2026年1月9日
属性	鳥類保護団体 代表		
意見の概要		事業者の対応	
<ul style="list-style-type: none"> 夜行性鳥類を含めた鳥類の調査手法は、全体として概ね適切である。 本地域は、オオコノハズクが繁殖する可能性があり、繁殖期における IC レコーダー調査により確認が可能と考えられる。 		<ul style="list-style-type: none"> オオコノハズクを含む、夜行性鳥類について、夜間任意調査、IC レコーダー調査及び自動撮影調査を実施し、生息状況の把握を行うこととした。 	
<ul style="list-style-type: none"> 猛禽類の調査地点については、実際に現地を案内して頂き、対象事業実施区域及びその周囲を見通せる地点が設定されている。また、調査期間中の猛禽類の出現状況に応じて調査地点を移動するなど、柔軟かつ適切に調査を行うことが望ましい。 		<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の周辺 4 地点を基本として、猛禽類の出現状況に合わせて、必要に応じて地点を移動する等の対応を行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> 本地域は、オオタカを頂点とする生態系が成立していると考えられることから、上位性の注目種にオオタカ、典型性の注目種にカラ類又はホオジロを選定することは妥当である。 ムクドリ等のねぐらは猛禽類の餌場になる可能性があることから、ねぐらの位置を把握するための調査を検討することが望ましい。 		<ul style="list-style-type: none"> 生態系の注目種は、上位性にオオタカ、典型性にカラ類又はホオジロを選定するとともに、オオタカについては、餌場環境調査として、定点観察法による小型鳥類（ムクドリ等）のねぐら調査を追記した。 	

第 6.2-2 表(4) 専門家へのヒアリング結果（両生類）

専門分野	爬虫類・両生類	ヒアリング実施日	2026年3月2日
属性	大学准教授		
意見の概要		事業者の対応	
<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲には、オワリサンショウウオの既知の生息情報はないが、生息の可能性のある地域と考えられるため、適切な時期に確実性の高い調査を実施すること。 オワリサンショウウオの産卵時期は、年変動が大きく、卵嚢による生息確認は、3月末から4月前半が最も適している。 		<ul style="list-style-type: none"> 両生類の早春の調査時期は、オワリサンショウウオの産卵時期を踏まえ 4 月前半に実施することとする。 	
<ul style="list-style-type: none"> 当該地域はアカハライモリの渥美種族の生息の可能性があり、確認時には個体の写真撮影等による形態記録等の配慮が必要である。また、愛知県の指定希少野生動物種に該当する可能性があるため、事前に条例の捕獲許可を申請しておくことが望ましい。 		<ul style="list-style-type: none"> 現地調査において、アカハライモリを確認した場合は、写真撮影等により形態記録を行うこととする。 	

第 6.2-2 表(5) 専門家へのヒアリング結果（昆虫類）

専門分野	昆虫類	ヒアリング実施日	2026年2月5日
属性	大学准教授		
意見の概要		事業者の対応	
<ul style="list-style-type: none"> 昆虫類及び底生動物の調査により、水生昆虫やトンボ類の幼虫も確認が可能であり、昆虫類の生物相の把握については、現行の調査手法で概ね適切である。 		<ul style="list-style-type: none"> 昆虫類については、方法書に記載の調査手法に基づき、現地調査を適切に実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ヒメタイコウチは、愛知県内には広く生息しているが将来的に減少するおそれもある。本種はあまり水深が深くない湿地のような場所の落ち葉の下などに生息しており、そのような環境が可能な限り残されることが望ましい。 		<ul style="list-style-type: none"> 現地調査により、湿地環境の現状を含め、昆虫類の生息状況を把握する。 現地調査結果に基づき必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 周辺で確認されている止水性のトンボ類が飛来し、生息している可能性がある。トンボ類は成虫期の他、幼虫期は、底生動物調査で確認できる。 例えば、フタスジサナエの幼虫は、ため池などの水深が浅く岸際の泥の中などに生息しており、このような生息環境に留意した調査を行うこと。 		<ul style="list-style-type: none"> 底生動物調査において、トンボ類の幼虫の生息環境に留意して、調査を実施する。 	

第 6.2-2 表(6) 専門家へのヒアリング結果 (植物)

専門分野	植物	ヒアリング実施日	2026年2月9日
属性	大学准教授	意見の概要	
		事業者の対応	
<ul style="list-style-type: none"> 現地調査により、湿地及び湿地性の重要種が確認された場合、水源と一体的に保全を行わなければ、その維持は困難であると考えられる。そのため、植物相調査、植物社会学的調査に加え、水源の調査を併せて実施することが望ましい。 		<ul style="list-style-type: none"> 現地調査により、湿地及び湿地性の重要種が確認された場合は、水源の調査を実施することとした。 	
<ul style="list-style-type: none"> ゴマクサは愛知県内において希少な種であるため、本種が確認された場合には、証拠標本を採集し、記録を残しておくことが望ましい。 		<ul style="list-style-type: none"> ゴマクサ等の希少な種が確認された場合は、専門家に相談のうえ、標本作製することとする。 	
<ul style="list-style-type: none"> 湿地部の植生は、各種の存在を確実に把握できるよう、季節を通じて複数回の植物相調査を実施するなど、重要種の見落としがないよう配慮する必要がある。 ゴマクサは、低湿地性の植物であるが、ゴマクサが生育する「豊明市のナガバノイシモチソウ自生地」には、シラタマホシクサなどの湧水湿地に生育する種が共存しており、当該調査範囲に湿地が存在している場合、東海丘陵要素植物のヒメミミカキグサ等が確認される可能性があるため、丁寧な調査が必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> 植物相の現地調査は、春、初夏、夏、秋の調査を行うこととし、重要種の見落としがないよう、必要に応じて複数回の調査を実施する。 	

6.2.2 調査、予測及び評価の手法

環境影響評価における調査、予測及び評価の手法は、第 6.2-3 表～第 6.2-15 表のとおり選定した。

6.2.3 選定の理由

調査、予測及び評価の手法は、本事業の事業特性及び主な地域特性を踏まえ、「愛知県環境影響評価条例」に基づき、指針を参考に専門家等へのヒアリングの意見を勘案し選定した。

第 6.2-3 表(1) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気質	窒素酸化物	<p>資材等の搬入及び搬出</p> <p>製品、廃棄物等の搬入及び搬出</p>

1.調査すべき情報
(1) 気象の状況
(2) 窒素酸化物の濃度の状況
(3) 交通量に係る状況
(4) 道路構造の状況

2.調査の基本的な手法
(1) 気象の状況
【文献その他の資料調査】
気象庁ウェブサイトによる情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。
【現地調査】
「気象業務法施行規則」(昭和 27 年運輸省令第 101 号)、「地上気象観測指針」(気象庁、2002 年)等により、地上気象(風向・風速、気温、温湿度、日射量及び放射収支量)を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。
(2) 窒素酸化物の濃度の状況
【文献その他の資料調査】
「大気汚染調査報告」(愛知県)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。
【現地調査】
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定められた方法により、窒素酸化物濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。
(3) 交通量に係る状況
【文献その他の資料調査】
「令和 3 度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」(国土交通省、2023 年)等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。
【現地調査】
調査地点の方向別及び車種別交通量を調査し、調査結果の整理を行う。
(4) 道路構造の状況
【現地調査】
調査地点の道路の構造、車線数、幅員及び道路の縦横断形状について、目視による確認及びメジャーによる測定を行い、調査結果の整理を行う。

3.調査地域
工事関係車両及び施設関係車両の割合が多くなると想定される主要な交通ルート及びその周囲とする。

4.調査地点
(1) 気象の状況
【文献その他の資料調査】
第 6.2-1 図に示す最寄りの気象観測所である豊田地域気象観測所とする。
【現地調査】
第 6.2-1 図に示す対象事業実施区域内の地上気象観測地点 1 地点とする。
(2) 窒素酸化物の濃度の状況
【文献その他の資料調査】
第 6.2-1 図に示す一般環境大気測定局 2 局とする。
【現地調査】
第 6.2-1 図に示す対象事業実施区域内の大気質調査地点 1 地点とする。
(3) 交通量に係る状況
【文献その他の資料調査】
第 6.2-2 図に示す一般交通量調査地点の 1 区間とする。
【現地調査】
主要な交通ルート沿道の住宅等の配置状況を踏まえ、第 6.2-2 図に示す交通量調査地点の 6 地点とする。
(4) 道路構造の状況
【現地調査】
「(3) 交通量に係る状況」の現地調査と同じ地点とする。

第 6.2-3 表(2) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
大気質	窒素酸化物	資材等の搬入及び搬出	5.調査期間等 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1年間連続観測を行う。
		製品、廃棄物等の搬入及び搬出	(2) 窒素酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の5年間とする。 【現地調査】 1年間とし、春、夏、秋、冬の4季に1週間連続観測を行う。
			(3) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 2015年度及び2021年度とする。 【現地調査】 交通量の状況を代表する平日及び休日の各1日に行う。
			(4) 道路構造の状況 【現地調査】 「(3) 交通量に係る状況」の現地調査と同日(平日又は休日の1日)に行う。
			6.予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省、2013年)に基づく大気拡散式(プルーム・パフ式)を用いた数値計算に基づき、資材等の搬入及び搬出並びに製品、廃棄物等の搬入及び搬出に伴う二酸化窒素濃度(年平均値及び1時間値)の予測を行う。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
		8.予測地点 「4.調査地点 (3) 交通量に係る状況」の現地調査と同じ6地点とする。	
		9.予測対象時期等 (1) 資材等の搬入及び搬出 工事計画に基づき、工事関係車両による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。 (2) 製品、廃棄物等の搬入及び搬出 事業活動や施設の供用が定常状態となり、施設関係車両による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。	
		10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 窒素酸化物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)に定められた二酸化窒素の環境基準等との整合が図られているかを検討する。	

第 6.2-3 表(3) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

環境影響評価の項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分			
大気質	窒素酸化物	建設機械の稼働等	1.調査すべき情報 (1) 気象の状況 (2) 窒素酸化物の濃度の状況
			2.調査の基本的な手法 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 気象庁ウェブサイトによる情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「気象業務法施行規則」(昭和 27 年運輸省令第 101 号)、「地上気象観測指針」(気象庁、2002 年)等により、地上気象(風向・風速、日射量及び放射収支量)を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 窒素酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 「大気汚染調査報告」(愛知県)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定められた方法により、窒素酸化物濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。
			3.調査地域 建設機械の稼働等に伴う窒素酸化物に係る影響を受けるおそれがあると想定される範囲として、対象事業実施区域及びその周囲とする。
			4.調査地点 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 第 6.2-1 図に示す最寄りの気象観測所である豊田地域気象観測所とする。 【現地調査】 第 6.2-1 図に示す対象事業実施区域内の地上気象観測地点 1 地点とする。 (2) 窒素酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 第 6.2-1 図に示す一般環境大気測定局 2 局とする。 【現地調査】 第 6.2-1 図に示す対象事業実施区域内の大気質調査地点 1 地点とする。
			5.調査期間等 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1 年間連続観測を行う。 (2) 窒素酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の 5 年間とする。 【現地調査】 1 年間とし、春、夏、秋、冬の 4 季に 1 週間連続観測を行う。
			6.予測の基本的な手法 「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(公害研究対策センター、2000 年)に基づく大気拡散式(プルーム・パフ式)を用いた数値計算に基づき、地形(標高差)を考慮のうえ、建設機械の稼働等に伴う二酸化窒素濃度(年平均値及び 1 時間値)の予測を行う。

第 6.2-3 表(4) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分		影響要因の区分	
大気質	窒素酸化物	建設機械の稼働等	7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測地点 予測地域内の保全対象である住居地域等を考慮して選定する。
			9.予測対象時期等 工事計画に基づき、建設機械の稼働等による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 窒素酸化物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定められた二酸化窒素の環境基準等との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-3 表(5) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

環境影響評価の項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分			
大気質	窒素酸化物	ばい煙の排出	1.調査すべき情報 (1) 気象の状況 (2) 窒素酸化物の濃度の状況
			2.調査の基本的な手法 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 気象庁ウェブサイトによる情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「気象業務法施行規則」(昭和 27 年運輸省令第 101 号)、「地上気象観測指針」(気象庁、2002 年)等により、地上気象(風向・風速、日射量及び放射収支量)を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 窒素酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 「大気汚染調査報告」(愛知県)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定められた方法により、窒素酸化物濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。
			3.調査地域 ばい煙の排出に伴う窒素酸化物に係る影響を受けるおそれがあると想定される範囲として、対象事業実施区域及びその周囲とする。
			4.調査地点 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 第 6.2-1 図に示す最寄りの気象観測所である豊田地域気象観測所とする。 【現地調査】 第 6.2-1 図に示す対象事業実施区域内の地上気象観測地点 1 地点とする。 (2) 窒素酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 第 6.2-1 図に示す一般環境大気測定局 2 局とする。 【現地調査】 第 6.2-1 図に示す対象事業実施区域内の大気質調査地点 1 地点とする。
			5.調査期間等 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1 年間連続観測を行う。 (2) 窒素酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の 5 年間とする。 【現地調査】 1 年間とし、春、夏、秋、冬の 4 季に 1 週間連続観測を行う。
			6.予測の基本的な手法 「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(公害研究対策センター、2000 年)に基づく大気拡散式(プルーム・パフ式)を用いた数値計算に基づき、地形(標高差)を考慮のうえ、ばい煙の排出に伴う二酸化窒素濃度(日平均値及び 1 時間値)の予測を行う。

第 6.2-3 表(6) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分		影響要因の区分	
大気質	窒素酸化物	ばい煙の排出	7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測地点 予測地域内の保全対象である住居地域等を考慮して選定する。
			9.予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態となり、ばい煙の排出による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 窒素酸化物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定められた二酸化窒素の環境基準等との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-3 表(7) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

環境影響評価の項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分			
大気質	浮遊粒子状物質	資材等の搬入及び搬出	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>(2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>(3) 交通量に係る状況</p> <p>(4) 道路構造の状況</p>
		製品、廃棄物等の搬入及び搬出	<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 気象庁ウェブサイトによる情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】 「気象業務法施行規則」(昭和 27 年運輸省令第 101 号)、「地上気象観測指針」(気象庁、2002 年)等により、地上気象(風向・風速、気温、温湿度、日射量及び放射収支量)を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「大気汚染調査報告」(愛知県)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に定められた方法により、浮遊粒子状物質濃度の測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(3) 交通量に係る状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「令和 3 度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」(国土交通省、2023 年)等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】 調査地点の方向別及び車種別交通量を調査し、調査結果の整理を行う。</p> <p>(4) 道路構造の状況</p> <p>【現地調査】 調査地点の道路の構造、車線数、幅員及び道路の縦横断形状について、目視による確認及びメジャーによる測定を行い、調査結果の整理を行う。</p>
			<p>3.調査地域</p> <p>工事関係車両及び施設関係車両の割合が多くなると想定される主要な交通ルート及びその周囲とする。</p>
			<p>4.調査地点</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 第 6.2-1 図に示す最寄りの気象観測所である豊田地域気象観測所とする。</p> <p>【現地調査】 第 6.2-1 図に示す対象事業実施区域内の地上気象観測地点 1 地点とする。</p> <p>(2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 第 6.2-1 図に示す一般環境大気測定局 2 局とする。</p> <p>【現地調査】 第 6.2-1 図に示す対象事業実施区域内の大気質調査地点 1 地点とする。</p> <p>(3) 交通量に係る状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 第 6.2-2 図に示す一般交通量調査地点 1 区間とする。</p> <p>【現地調査】 主要な交通ルート沿道の住宅等の配置状況を踏まえ、第 6.2-2 図に示す交通量調査地点の 6 地点とする。</p> <p>(4) 道路構造の状況</p> <p>【現地調査】 「(3) 交通量に係る状況」の現地調査と同じ地点とする。</p>

第 6.2-3 表(8) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
大気質	浮遊粒子状物質	資材等の搬入及び搬出 製品、廃棄物等の搬入及び搬出	<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1年間連続観測を行う。</p> <p>(2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の5年間とする。 【現地調査】 1年間とし、春、夏、秋、冬の4季に1週間連続観測を行う。</p> <p>(3) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 2015年度及び2021年度とする。 【現地調査】 交通量の状況を代表する平日及び休日の各1日に行う。</p> <p>(4) 道路構造の状況 【現地調査】 「(3) 交通量に係る状況」の現地調査と同日(平日又は休日の1日)に行う。</p> <p>6.予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省、2013年)に基づく大気拡散式(ブルーム・パフ式)を用いた数値計算に基づき、資材等の搬入及び搬出並びに製品、廃棄物等の搬入及び搬出に伴う浮遊粒子状物質(年平均値及び1時間値)の予測を行う。</p> <p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p> <p>8.予測地点 「4.調査地点 (3) 交通量に係る状況」の現地調査と同じ6地点とする。</p> <p>9.予測対象時期等</p> <p>(1) 資材等の搬入及び搬出 工事計画に基づき、工事関係車両による浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期とする。</p> <p>(2) 製品、廃棄物等の搬入及び搬出 事業活動や施設の供用が定常状態となり、施設関係車両による浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期とする。</p> <p>10.評価の手法</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 浮遊粒子状物質に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)に定められた浮遊粒子状物質の環境基準との整合が図られているかを検討する。</p>

第 6.2-3 表(9) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
大気質	浮遊粒子状物質	建設機械の稼働等	1.調査すべき情報 (1) 気象の状況 (2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況
			2.調査の基本的な手法 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 気象庁ウェブサイトによる情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「気象業務法施行規則」(昭和 27 年運輸省令第 101 号)、「地上気象観測指針」(気象庁、2002 年)等により、地上気象(風向・風速、日射量及び放射収支量)を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 「大気汚染調査報告」(愛知県)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に定められた方法により、浮遊粒子状物質濃度の測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。
			3.調査地域 建設機械の稼働等に伴う浮遊粒子状物質に係る影響を受けるおそれがあると想定される範囲として、対象事業実施区域及びその周囲とする。
			4.調査地点 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 第 6.2-1 図に示す最寄りの気象観測所である豊田地域気象観測所とする。 【現地調査】 第 6.2-1 図に示す対象事業実施区域内の地上気象観測地点 1 地点とする。 (2) 窒素酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 第 6.2-1 図に示す一般環境大気測定局 2 局とする。 【現地調査】 第 6.2-1 図に示す対象事業実施区域内の大気質調査地点 1 地点とする。
			5.調査期間等 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1 年間連続観測を行う。 (2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の 5 年間とする。 【現地調査】 1 年間とし、春、夏、秋、冬の 4 季に 1 週間連続観測を行う。
			6.予測の基本的な手法 「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(公害研究対策センター、2000 年)に基づく大気拡散式(プルーム・パフ式)を用いた数値計算に基づき、地形(標高差)を考慮のうえ、建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質濃度(年平均値及び 1 時間値)の予測を行う。

第 6.2-3 表(10) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分		影響要因の区分	
大気質	浮遊粒子状物質	建設機械の稼働等	7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測地点 予測地域内の保全対象である住居地域等を考慮して選定する。
			9.予測対象時期等 工事計画に基づき、建設機械の稼働等による浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期とする。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 浮遊粒子状物質に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に定められた浮遊粒子状物質の環境基準との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-3 表(11) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

環境影響評価の項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分			
大気質	浮遊粒子状物質	ばい煙の排出	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>(2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p>
			<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 気象庁ウェブサイトによる情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】 「気象業務法施行規則」(昭和 27 年運輸省令第 101 号)、「地上気象観測指針」(気象庁、2002 年)等により、地上気象(風向・風速、日射量及び放射収支量)を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「大気汚染調査報告」(愛知県)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に定められた方法により、浮遊粒子状物質濃度の測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p>
			<p>3.調査地域</p> <p>ばい煙の排出に伴う浮遊粒子状物質に係る影響を受けるおそれがあると想定される範囲として、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>
			<p>4.調査地点</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 第 6.2-1 図に示す最寄りの気象観測所である豊田地域気象観測所とする。</p> <p>【現地調査】 第 6.2-1 図に示す対象事業実施区域内の地上気象観測地点 1 地点とする。</p> <p>(2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 第 6.2-1 図に示す一般環境大気測定局 2 局とする。</p> <p>【現地調査】 第 6.2-1 図に示す対象事業実施区域内の大気質調査地点 1 地点とする。</p>
			<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。</p> <p>【現地調査】 1 年間連続観測を行う。</p> <p>(2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の 5 年間とする。</p> <p>【現地調査】 1 年間とし、春、夏、秋、冬の 4 季に 1 週間連続観測を行う。</p>
			<p>6.予測の基本的な手法</p> <p>「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(公害研究対策センター、2000 年)に基づく大気拡散式(プルーム・パフ式)を用いた数値計算に基づき、地形(標高差)を考慮のうえ、ばい煙の排出に伴う浮遊粒子状物質濃度(年平均値及び 1 時間値)の予測を行う。</p>

第 6.2-3 表(12) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分		影響要因の区分	
大気質	浮遊粒子状物質	ばい煙の排出	7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測地点 予測地域内の保全対象である住居地域等を考慮して選定する。
			9.予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態となり、ばい煙の排出による浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期とする。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 浮遊粒子状物質に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に定められた浮遊粒子状物質の環境基準との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-3 表(13) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
大気質	粉じん等	資材等の搬入及び搬出	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>(2) 粉じん等（降下ばいじん）の状況</p> <p>(3) 交通量に係る状況</p> <p>(4) 道路構造の状況</p>
			<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 気象庁ウェブサイトによる情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】 「気象業務法施行規則」（昭和 27 年運輸省令第 101 号）、「地上気象観測指針」（気象庁、2002 年）等により、地上気象（風向・風速、気温、温湿度、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 粉じん等（降下ばいじん）の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「みよしの環境」（みよし市）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】 「環境測定分析法註解 第 1 巻」（環境庁、1984 年）に定められた方法により、粉じん等（降下ばいじん）を測定し、調査結果の整理を行う。</p> <p>(3) 交通量に係る状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「令和 3 度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」（国土交通省、2023 年）等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】 調査地点の方向別及び車種別交通量を調査し、調査結果の整理を行う。</p> <p>(4) 道路構造の状況</p> <p>【現地調査】 調査地点の道路の構造、車線数、幅員及び道路の縦横断形状について、目視による確認及びメジャーによる測定を行い、調査結果の整理を行う。</p>
			<p>3.調査地域</p> <p>工事関係車両の割合が多くなると想定される主要な交通ルート及びその周囲とする。</p>
			<p>4.調査地点</p> <p>(1) 気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 第 6.2-1 図に示す最寄りの気象観測所である豊田地域気象観測所とする。</p> <p>【現地調査】 第 6.2-1 図に示す対象事業実施区域内の地上気象観測地点 1 地点とする。</p> <p>(2) 粉じん等（降下ばいじん）の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 第 6.2-1 図に示す降下ばいじん測定地点 3 地点とする。</p> <p>【現地調査】 第 6.2-1 図に示す対象事業実施区域内の大気質調査地点 1 地点とする。</p> <p>(3) 交通量に係る状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 第 6.2-2 図に示す一般交通量調査地点の 1 区間とする。</p> <p>【現地調査】 主要な交通ルート沿道の住宅等の配置状況を踏まえ、第 6.2-2 図に示す交通量調査地点の 6 地点とする。</p> <p>(4) 道路構造の状況</p> <p>【現地調査】 「(3) 交通量に係る状況」の現地調査と同じ地点とする。</p>

第 6.2-3 表(14) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
大気質	粉じん等	資材等の搬入及び搬出	<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1年間連続観測を行う。</p> <p>(2) 粉じん等（降下ばいじん）の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1年間とし、春、夏、秋、冬の4季に1か月間連続観測を行う。</p> <p>(3) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 2015年度及び2021年度とする。 【現地調査】 交通量の状況を代表する平日及び休日の各1日に行う。</p> <p>(4) 道路構造の状況 【現地調査】 「(3) 交通量に係る状況」の現地調査と同日（平日又は休日の1日）に行う。</p>
			<p>6.予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省、2013年)に基づき、降下ばいじんの定量的な予測を行う。</p>
			<p>7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。</p>
			<p>8.予測地点 「4.調査地点 (3) 交通量に係る状況」の現地調査と同じ6地点とする。</p>
			<p>9.予測対象時期等 工事計画に基づき、工事関係車両の交通量が最大となる時期とする。</p>
			<p>10.評価の手法</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 粉じん等に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省、2013年)に示されている降下ばいじんの参考値である10t/(km²・月)を目標値として設定し、目標値との整合が図られているかを検討する。</p>

第 6.2-3 表(15) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

環境影響評価の項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分			
大気質	粉じん等	建設機械の稼働等	1.調査すべき情報 (1) 気象の状況 (2) 粉じん等（降下ばいじん）の状況
		掘削、盛土等の土工	2.調査の基本的な手法 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 気象庁ウェブサイトによる情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「気象業務法施行規則」(昭和 27 年運輸省令第 101 号)、「地上気象観測指針」(気象庁、2002 年)等により、地上気象(風向・風速、気温、温湿度、日射量及び放射収支量)を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 粉じん等（降下ばいじん）の状況 【文献その他の資料調査】 「みよしの環境」(みよし市)等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「環境測定分析法註解 第 1 巻」(環境庁、1984 年)に定められた方法により、粉じん等(降下ばいじん)を測定し、調査結果の整理を行う。
			3.調査地域 建設機械の稼働等に伴う粉じん等に係る影響を受けるおそれがあると想定される範囲として、対象事業実施区域及びその周囲とする。
			4.調査地点 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 第 6.2-1 図に示す最寄りの気象観測所である豊田地域気象観測所とする。 【現地調査】 第 6.2-1 図に示す対象事業実施区域及びその周囲を代表する 1 地点とする。 (2) 粉じん等（降下ばいじん）の状況 【文献その他の資料調査】 第 6.2-1 図に示す降下ばいじん測定地点 3 地点とする。 【現地調査】 第 6.2-1 図に示す対象事業実施区域内の大気質調査地点 1 地点とする。
			5.調査期間等 (1) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1 年間連続観測を行う。 (2) 粉じん等（降下ばいじん）の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1 年間とし、春、夏、秋、冬の 4 季に 1 か月間連続観測を行う。
			6.予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土交通省、2013 年)に基づき、降下ばいじん量の定量的な予測を行う。

第 6.2-3 表(16) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
大気質	粉じん等	建設機械の稼働等	7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
		掘削、盛土等の土工	8.予測地点 予測地域内の保全対象である住居地域等を考慮して選定する。
			9.予測対象時期等 工事計画に基づき、建設機械の稼働等による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期とする。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 粉じん等に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土交通省、2013 年)に示されている降下ばいじん量の参考値である 10t/(km ² ・月)を目標値として設定し、目標値との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-4 表(1) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

環境影響評価の項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分			
騒音及び超低周波音	建設作業等騒音	建設機械の稼働等	1.調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況
			2.調査の基本的な手法 (1) 騒音の状況 【現地調査】 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定められた騒音レベル測定方法(JIS Z 8731)に基づいて等価騒音レベル(L_{Aeq})の測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 音の伝搬の特性を踏まえ、裸地・草地・舗装面等地表面の状況について現地調査を行い確認する。
			3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲 1km の範囲内とする。
			4.調査地点 (1) 騒音の状況 【現地調査】 第 6.2-2 図に示す住宅等が存在する地域の 5 地点とする。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 騒音の発生源から対象事業実施区域敷地境界及び周囲の住宅等が存在する地域に至る経路とする。
			5.調査期間等 (1) 騒音の状況 【現地調査】 騒音の状況を代表する平日及び休日の各 1 日に行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 「(1) 騒音の状況」の現地調査と同時期に行う。
			6.予測の基本的な手法 一般社団法人日本音響学会が提案している建設工事騒音の予測計算モデル(ASJ CN-Model 2007)により、地形(標高差)を考慮のうえ、時間率騒音レベル(L_{A5})及び等価騒音レベル(L_{Aeq})を予測する。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測地点 対象事業実施区域敷地境界及び「4.調査地点 (1) 騒音の状況」の現地調査と同じ 5 地点とする。
			9.予測対象時期等 工事計画に基づき、建設機械の稼働等に伴う音響パワーレベルの月別合成値が最大となる時期とする。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年愛知県条例第 7 号)に規定する特定建設作業に伴う騒音の規制基準並びに「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定められた騒音に係る環境基準との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-4 表(2) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
騒音及び超低周波音	建設作業等騒音	機械等の稼働	1.調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況
			2.調査の基本的な手法 (1) 騒音の状況 【現地調査】 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定められた騒音レベル測定方法(JIS Z 8731)に基づいて等価騒音レベル(L_{Aeq})の測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 音の伝搬の特性を踏まえ、裸地・草地・舗装面等地表面の状況について現地調査を行い確認する。
			3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲 1km の範囲内とする。
			4.調査地点 (1) 騒音の状況 【現地調査】 第 6.2-2 図に示す騒音・振動調査地点(住宅等が存在する地域)の 5 地点とする。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 騒音の発生源から対象事業実施区域敷地境界及び周囲の住宅等が存在する地域に至る経路とする。
			5.調査期間等 (1) 騒音の状況 【現地調査】 騒音の状況を代表する平日及び休日の各 1 日に行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 「(1) 騒音の状況」の現地調査と同時期に行う。
			6.予測の基本的な手法 音の伝搬予測式(ISO 9613-2 に類する式)により、地形(標高差)を考慮のうえ、騒音レベルを予測する。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測地点 対象事業実施区域敷地境界及び「4.調査地点 (1) 騒音の状況」の現地調査と同じ 5 地点とする。
			9.予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態となり、機械等の稼働に伴う騒音の影響が最大となる時期とする。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・建設省告示第 1 号)及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年愛知県条例第 7 号)に規定する騒音発生施設を設置する工場等において発生する騒音の規制基準並びに「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定められた騒音に係る環境基準との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-4 表(3) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
騒音及び超低周波音	道路交通騒音	資材等の搬入及び搬出 製品、廃棄物等の搬入及び搬出	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>(3) 道路構造の状況</p> <p>(4) 交通量に係る状況</p>
			<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定められた騒音レベル測定方法(JIS Z 8731)に基づいて等価騒音レベル(L_{Aeq})の測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>都市計画図及び住宅地図等により、主要な交通ルートの道路に面する地域における学校、病院等の状況を調査し、当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の沿道において、周囲の住宅、環境の保全について配慮が特に必要な施設等の状況を調査し、調査結果の整理を行う。</p> <p>(3) 道路構造の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の道路構造、車線数、幅員、舗装の種類及び道路の縦横断形状について、目視による確認及びメジャーによる測定を行い、調査結果の整理を行う。</p> <p>(4) 交通量に係る状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「令和 3 度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」(国土交通省、2023 年)等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の方向別及び車種別交通量を調査し、調査結果の整理を行う。</p>
			<p>3.調査地域</p> <p>工事関係車両及び施設関係車両の割合が多くなると想定される主要な交通ルート及びその周囲とする。</p>
			<p>4.調査地点</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>主要な交通ルート沿道の住宅等の配置状況を踏まえ、第 6.2-2 図に示す道路交通騒音調査地点の 6 地点とする。</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点及びその周囲とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点及びその周囲とする。</p> <p>(3) 道路構造の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点及びその周囲とする。</p> <p>(4) 交通量に係る状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>第 6.2-2 図に示す一般交通量調査地点の 1 区間とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ地点とする。</p>

第 6.2-4 表(4) 調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分				
騒音及び 超低周波音	道路 交通騒音	資材等の 搬入及び 搬出	<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 道路交通騒音の状況 【現地調査】 道路交通騒音の状況を代表する平日及び休日の各 1 日に行う。</p> <p>(2) 沿道の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同時期に行う。</p> <p>(3) 道路構造の状況 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同時期に行う。</p> <p>(4) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 2015 年度及び 2021 年度とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同日に行う。</p>	
		製品、廃棄物等の 搬入及び 搬出		
		6.予測の基本的な手法 一般社団法人日本音響学会が提案している道路交通騒音の予測計算モデル(ASJ RTN-Model 2023)により、等価騒音レベル(L_{Aeq})を予測し、地域特性を考慮した補正を行う。		
		7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。		
		8.予測地点 「4.調査地点 (1) 道路交通騒音の状況」の現地調査と同じ 6 地点とする。		
		9.予測対象時期等 工事関係車両及び施設関係車両の小型車換算交通量がそれぞれ最大となる時期とする。		
		10.評価の手法		
<p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定められた騒音に係る環境基準との整合が図られているかを検討する。 「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく自動車騒音の要請限度を超過しないかを検討する。</p>				

第 6.2-5 表(1) 調査、予測及び評価の手法（振動）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
振動	建設機械 の稼働等 建設作業等 振動	建設機械 の稼働等	1.調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況
			2.調査の基本的な手法 (1) 振動の状況 【現地調査】 「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第一備考に定められた振動の測定方法に基づいて時間率振動レベル (L_{10}) の測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 地盤の状況 【現地調査】 振動の伝搬の特性を踏まえ、表層地質図等により地盤の状況を調査し、当該情報の整理を行う。
			3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲 1km の範囲内とする。
			4.調査地点 (1) 振動の状況 【現地調査】 第 6.2-2 図に示す騒音・振動調査地点(住宅等が存在する地域)の 5 地点とする。 (2) 地盤の状況 【現地調査】 振動の発生源から対象事業実施区域敷地境界及び周囲の住宅等が存在する地域に至る経路とする。
			5.調査期間等 (1) 振動の状況 【現地調査】 振動の状況を代表する平日及び休日の各 1 日に行う。 (2) 地表面の状況 【現地調査】 「(1) 振動の状況」の現地調査と同時期に行う。
			6.予測の基本的な手法 振動の伝搬予測式(Bornitz の式)により、時間率振動レベル (L_{10}) を予測する。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測地点 対象事業実施区域敷地境界及び「4.調査地点 (1) 振動の状況」の現地調査と同じ 5 地点とする。
			9.予測対象時期等 工事計画に基づき、建設機械の稼働等に伴う振動レベルの月別合成値が最大となる時期とする。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 振動に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第一及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年愛知県条例第 7 号)に規定する特定建設作業に伴う振動の規制基準並びに「地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き」(環境省、2011 年)に示されている振動感覚閾値との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-5 表(2) 調査、予測及び評価の手法（振動）

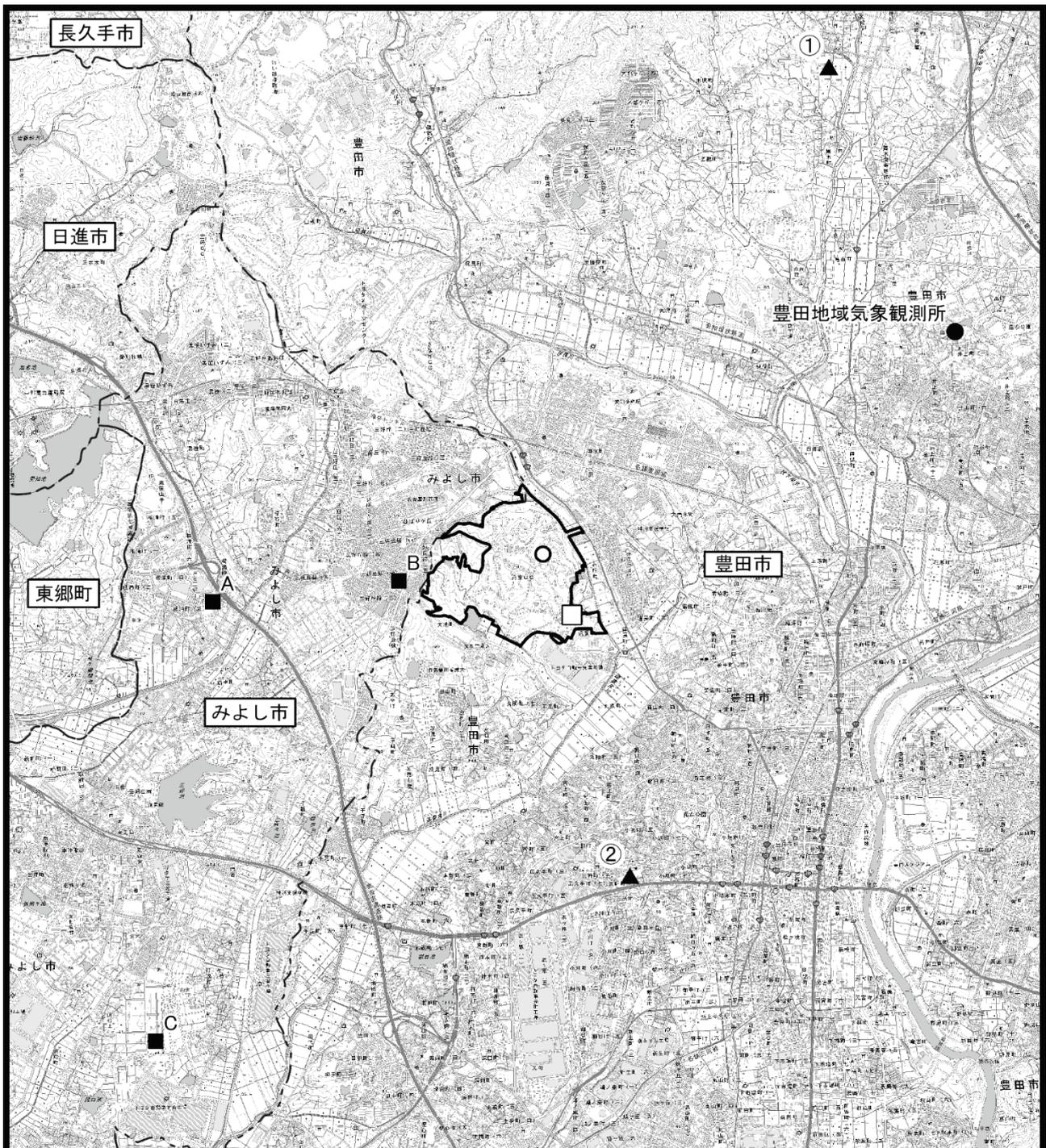
環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分		影響要因の区分	
振動	建設作業等振動	機械等の稼働	1.調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況
			2.調査の基本的な手法 (1) 振動の状況 【現地調査】 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)に定められた振動の測定方法に基づいて時間率振動レベル (L_{10}) の測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 地盤の状況 【現地調査】 振動の伝搬の特性を踏まえ、表層地質図等により地盤の状況を調査し、当該情報の整理を行う。
			3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲 1km の範囲内とする。
			4.調査地点 (1) 振動の状況 【現地調査】 第 6.2-2 図に示す騒音・振動調査地点(住宅等が存在する地域)の 5 地点とする。 (2) 地盤の状況 【現地調査】 振動の発生源から対象事業実施区域敷地境界及び周囲の住宅等が存在する地域に至る経路とする。
			5.調査期間等 (1) 振動の状況 【現地調査】 振動の状況を代表する平日及び休日の各 1 日に行う。 (2) 地盤の状況 【現地調査】 「(1) 振動の状況」の現地調査と同時期に行う。
			6.予測の基本的な手法 振動の伝搬予測式(Bornitz の式)により、時間率振動レベル (L_{10}) を予測する。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測地点 対象事業実施区域敷地境界及び「4.調査地点 (1) 振動の状況」の現地調査と同じ 5 地点とする。
			9.予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態となり、機械等の稼働に伴う振動の影響が最大となる時期とする。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 振動に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年愛知県条例第 7 号)に規定する振動発生施設を設置する工場等において発生する振動の規制基準並びに「地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き」(環境省、2011 年)に示されている振動感覚閾値との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-5 表(3) 調査、予測及び評価の手法（振動）

環境影響評価の項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分			
振動	道路交通振動	資材等の搬入及び搬出	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 道路交通振動の状況</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>(3) 道路構造の状況</p> <p>(4) 交通量に係る状況</p> <p>(5) 地盤の状況</p>
		製品、廃棄物等の搬入及び搬出	<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 道路交通振動の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第二備考に定められた振動の測定方法に基づいて時間率振動レベル (L_{10}) の測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>都市計画図及び住宅地図等により、主要な交通ルートの道路に面する地域における学校、病院等の状況を調査し、当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の沿道において、周囲の住宅、環境の保全について配慮が特に必要な施設等の状況を調査し、調査結果の整理を行う。</p> <p>(3) 道路構造の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>道路構造は、調査地点の道路構造、車線数、幅員及び道路の縦横断形状について、目視による確認及びメジャーによる測定を行い、調査結果の整理を行う。</p> <p>路面平坦性は、路面性状自動測定装置を用いて測定を行い、調査結果の整理を行う。</p> <p>(4) 交通量に係る状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「令和 3 度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」(国土交通省、2023 年)等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の方向別及び車種別交通量を調査し、調査結果の整理を行う。</p> <p>(5) 地盤の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえ、表層地質図等により地盤の状況を調査し、当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>地盤卓越振動数については、大型車の単独走行時に振動レベル計 (JIS C 1510) を用いて測定し、1/3 オクターブバンド分析器により解析を行う。</p>
			<p>3.調査地域</p> <p>工事関係車両及び施設関係車両の割合が多くなると想定される主要な交通ルート及びその周囲とする。</p>
			<p>4.調査地点</p> <p>(1) 道路交通振動の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>主要な交通ルート沿道の住宅等の配置状況を踏まえ、第 6.2-2 図に示す道路交通振動調査地点の 6 地点とする。</p> <p>(2) 沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ地点及びその周囲とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ地点及びその周囲とする。</p>

第 6.2-5 表(4) 調査、予測及び評価の手法（振動）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
振動	道路 交通 振動	資材等の 搬入及び 搬出	(3) 道路構造の状況 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ地点及びその周囲とする。
		製品、廃棄物等の 搬入及び 搬出	(4) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 第 6.2-2 図に示す一般交通量調査地点の 1 区間とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ地点とする。 (5) 地盤の状況 【文献その他の資料調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ地点及びその周囲とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ地点とする。
			5.調査期間等 (1) 道路交通振動の状況 【現地調査】 道路交通振動の状況を代表する平日及び休日の各 1 日に行う。 (2) 沿道の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同時期に行う。 (3) 道路構造の状況 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同時期に行う。 (4) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 2015 年度及び 2021 年度とする。 【現地調査】 「(1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同日に行う。 (5) 地盤の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。
			6.予測の基本的な手法 旧建設省土木研究所提案式により、時間率振動レベル(L ₁₀)を予測し、地域特性を考慮した補正を行う。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測地点 「4.調査地点 (1) 道路交通振動の状況」の現地調査と同じ 6 地点とする。
			9.予測対象時期等 工事関係車両及び施設関係車両の小型車換算交通量がそれぞれ最大となる時期とする。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 振動に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく道路交通振動の要請限度を超過しないかを検討する。



凡例

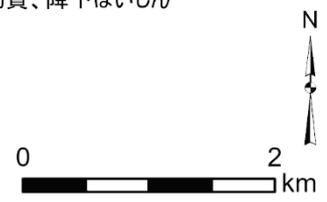
対象事業実施区域

【文献その他の資料調査】

- 気象観測所
- ▲ 一般環境大気測定局 (2局)
窒素酸化物及び浮遊粒子状物質
(①: 北部局(加納町)/②: 中部局(三軒町))
- 降下ばいじん測定地点 (3地点)
(A: 北部小学校/B: 緑丘小学校/C: 南部小学校)

【現地調査】

- 地上気象観測地点 (対象事業実施区域内: 1地点)
- 大気質調査地点 (対象事業実施区域内: 1地点)
窒素酸化物、浮遊粒子状物質、降下ばいじん



第 6.2-1 図 大気環境の調査位置 (気象、大気質)



第 6.2-2 図 大気環境の調査位置（騒音、振動、交通量）

第 6.2-6 表(1) 調査、予測及び評価の手法（水質）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
水質	水素イオン濃度	掘削、盛土等の土工	1.調査すべき情報 (1) 水素イオン濃度の状況 (2) 流れの状況
			2.調査の基本的な手法 (1) 水素イオン濃度の状況 【文献その他の資料調査】 「公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県)等による水質調査結果の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)に定められた方法に基づいて水素イオン濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 流れの状況 【現地調査】 JIS K 0094 に定められた方法に基づいて流量を測定し、調査結果の整理を行う。
			3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲の河川等とする。
			4.調査地点 (1) 水素イオン濃度の状況 【文献その他の資料調査】 第 6.2-3 図に示す水質調査地点の 3 地点とする。 【現地調査】 第 6.2-3 図に示す水質・底質調査地点(河川)の 3 地点及び水質調査地点(湖沼)の 4 地点の計 7 地点とする。 (2) 流れの状況 【現地調査】 第 6.2-3 図に示す水質・底質調査地点(河川)の 3 地点とする。
			5.調査期間等 (1) 水素イオン濃度の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1 年間とし、春、夏、秋、冬の 4 季に各 1 回行う。 (2) 流れの状況 【現地調査】 「(1) 水素イオン濃度の状況」の現地調査と同日に行う。
			6.予測の基本的な手法 類似事例の引用又は解析により、対象事業実施区域の周囲の河川への影響の程度について予測を行う。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測地点 工事中の排水が周囲の河川に流入する地点とする。
			9.予測対象時期等 工事の実施による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期とする。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 水素イオン濃度に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

第 6.2-6 表(2) 調査、予測及び評価の手法（水質）

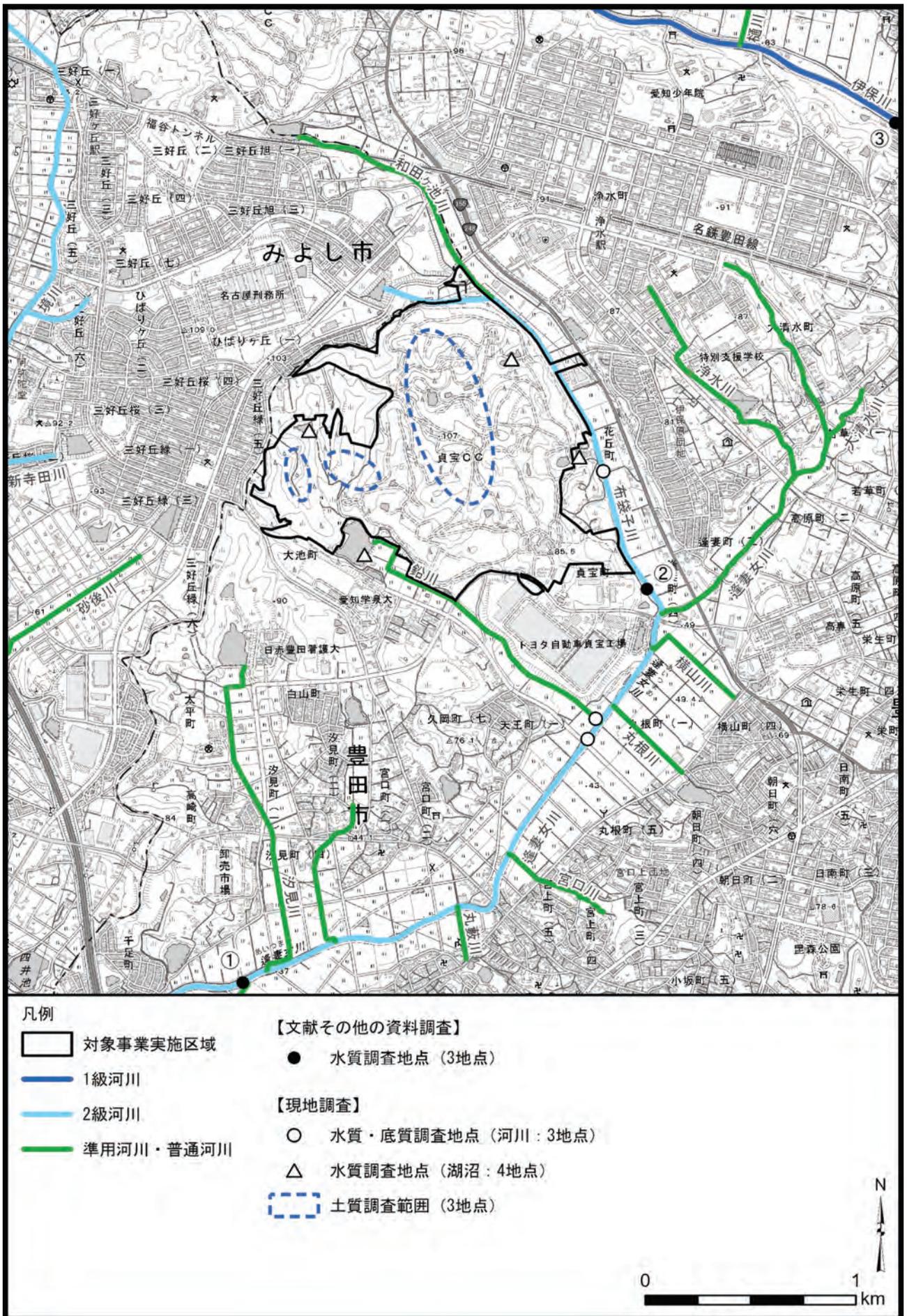
環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
水質	水の汚れ・富栄養化	汚水の排出	1.調査すべき情報 (1) 生物化学的酸素要求量並びに全窒素及び全リンの状況 (2) 流れの状況
			2.調査の基本的な手法 (1) 生物化学的酸素要求量並びに全窒素及び全リンの状況 【文献その他の資料調査】 「公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県)等による水質調査結果の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)に定められた方法に基づいて生物化学的酸素要求量並びに全窒素及び全リンを測定し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 流れの状況 【現地調査】 JIS K 0094 に定められた方法に基づいて流量を測定し、調査結果の整理を行う。
			3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲の河川等とする。
			4.調査地点 (1) 生物化学的酸素要求量並びに全窒素及び全リンの状況 【文献その他の資料調査】 第 6.2-3 図に示す水質調査地点の 3 地点とする。 【現地調査】 第 6.2-3 図に示す水質・底質調査地点(河川)の 3 地点及び水質調査地点(湖沼)の 4 地点の計 7 地点とする。 (2) 流れの状況 【現地調査】 第 6.2-3 図に示す水質・底質調査地点(河川)の 3 地点とする。
			5.調査期間等 (1) 生物化学的酸素要求量並びに全窒素及び全リンの状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1 年間とし、春、夏、秋、冬の 4 季に各 1 回行う。 (2) 流れの状況 【現地調査】 「(1) 生物化学的酸素要求量並びに全窒素及び全リンの状況」の現地調査と同日に行う。
			6.予測の基本的な手法 物質の収支に関する計算又は類似事例の引用若しくは解析により、対象事業実施区域の周囲の河川への影響の程度について予測を行う。
			7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測地点 施設からの排水が周囲の河川に流入する地点とする。
			9.予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態となり、施設排水が放流される時期とする。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 水の汚れ及び富栄養化に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)との整合が図られているかを検討する。

第 6.2-6 表 (3) 調査、予測及び評価の手法 (水質)

環境影響評価の項目		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分			
水質	水の濁り (浮遊物質量)	掘削、盛土等の土工	1.調査すべき情報 (1) 浮遊物質量の状況 (2) 流れの状況 (3) 土質の状況
			2.調査の基本的な手法 (1) 浮遊物質量の状況 【文献その他の資料調査】 「公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県)等による水質調査結果の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)に定められた方法に基づいて浮遊物質量を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 流れの状況 【現地調査】 JIS K 0094 に定められた方法に基づいて流量を測定し、調査結果の整理を行う。 (3) 土質の状況 【現地調査】 対象事業実施区域内で採取した土壌を用いて土壌の粒度試験及び沈降試験(試料の調整は JIS A 1201 に準拠し、沈降実験は JIS M 0201 に準拠)を行い、調査結果の整理及び解析を行う。
			3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲の河川等とする。
			4.調査地点 (1) 浮遊物質量の状況 【文献その他の資料調査】 第 6.2-3 図に示す水質調査地点の 3 地点とする。 【現地調査】 第 6.2-3 図に示す水質・底質調査地点(河川)の 3 地点及び水質調査地点(湖沼)の 4 地点の計 7 地点とする。 (2) 流れの状況 【現地調査】 第 6.2-3 図に示す水質・底質調査地点(河川)の 3 地点とする。 (3) 土質の状況 【現地調査】 第 6.2-3 図に示す対象事業実施区域内の切土が想定される土質調査範囲の 3 区画から各 1 地点及び水質・底質調査地点 3 地点とする。
			5.調査期間等 (1) 浮遊物質量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1 年間とし、春、夏、秋、冬の 4 季に各 1 回行う。また、河川については降雨時調査を 1 回実施する。 (2) 流れの状況 【現地調査】 「(1) 浮遊物質量の状況」の現地調査と同日に行う。 (3) 土質の状況 【現地調査】 土質の状況が適切に把握できる時期に 1 回行う。
			6.予測の基本的な手法 浮遊物質の収支に関する計算又は類似事例の引用若しくは解析により、対象事業実施区域の周囲の河川への影響の程度について予測を行う。

第 6.2-6 表(4) 調査、予測及び評価の手法（水質）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分		影響要因の区分	
水質	水の濁り (浮遊物質量)	掘削、盛土等の土工	7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測地点 工事中の排水が周囲の河川に流入する地点とする。
			9.予測対象時期等 工事の実施に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期とする。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 水の濁り(浮遊物質量)に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。



第 6.2-3 図 水質の調査位置

第 6.2-7 表(1) 調査、予測及び評価の手法（地盤・土壌）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
地盤・土壌	地盤環境 (地盤沈下)	掘削、盛土等の土工	1.調査すべき情報 (1) 地形、地質及び地盤の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地下水の水位低下による地盤沈下の状況
	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	2.調査の基本的な手法 (1) 地形、地質及び地盤の状況 【文献その他の資料調査】 「5万分の1都道府県土地分類基本調査(豊田)地形分類図」(国土交通省ウェブサイト)等による地形、地質及び地盤の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 ボーリング調査により地質及び地盤の状況を把握し、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 地下水の水位の状況 【現地調査】 ボーリング調査孔における地下水位の測定及び自記式水位計による地下水位の連続測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。 (3) 地下水の水位低下による地盤沈下の状況 【文献その他の資料調査】 「地盤沈下調査結果」(愛知県)等による地下水の水位低下による地盤沈下の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。	
		3.調査地域	対象事業実施区域及びその周囲とする。
		4.調査地点	(1) 地形、地質及び地盤の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。 【現地調査】 第 6.2-4 図に示す地質・地下水位調査地点の 11 地点とする。 (2) 地下水の水位の状況 【現地調査】 第 6.2-4 図に示す地質・地下水位調査地点の 11 地点及び地下水位連続調査地点の 4 地点とする。 (3) 地下水の水位低下による地盤沈下の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。
		5.調査期間等	(1) 地形、地質及び地盤の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 地形、地質及び地盤の状況が適切に把握できる時期に 1 回行う。 (2) 地下水の水位の状況 【現地調査】 ボーリング調査孔における地下水位の測定は、「(1)の地形、地質及び地盤の状況」の現地調査と同時期に 1 回行う。 地下水位連続調査は、1 年間連続測定を行う。 (3) 地下水の水位低下による地盤沈下の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。
		6.予測の基本的な手法	地下水の水理に関する解析又は地盤の圧密に関する事例の引用若しくは解析を行い、地盤沈下の時間的進行状況と最終沈下の状況を予測する。

第 6.2-7 表(2) 調査、予測及び評価の手法（地盤・土壌）

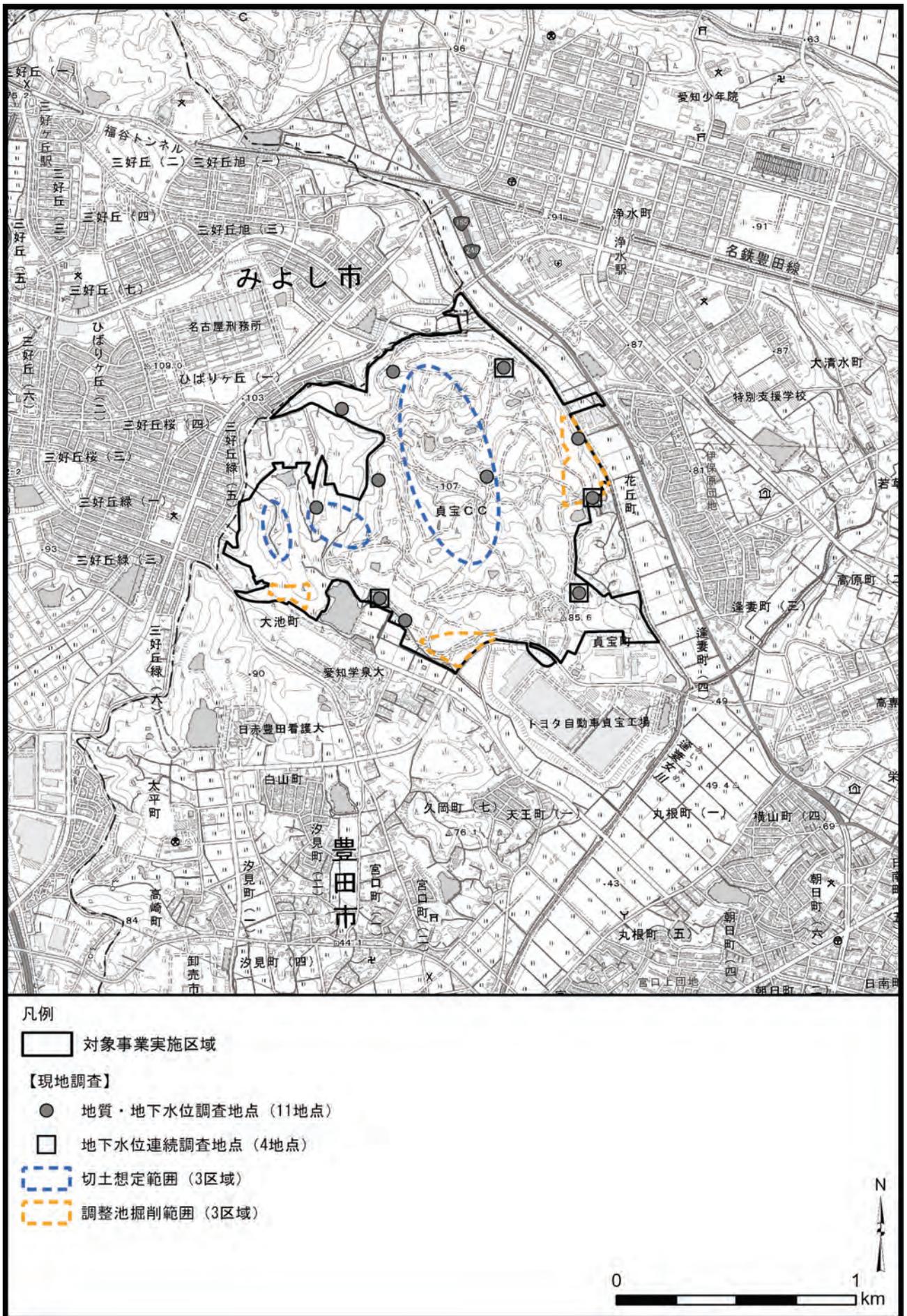
環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分		影響要因の区分	
地盤・土壌	地盤環境（地盤沈下）	掘削、盛土等の土工	7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
		地形変化並びに造成地及び工作物の存在	8.予測地点 対象事業実施区及びその周囲とする。
			9.予測対象時期等 地形、地質及び地盤の特性を踏まえて地下水の水位低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 地盤環境（地盤沈下）に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

第 6.2-7 表(3) 調査、予測及び評価の手法（地盤・土壌）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
地盤・土壌	土壌環境	掘削、盛土等の土工	1.調査すべき情報 (1) 土壌の分布と特性 (2) 土地利用及び居住状況 (3) 有害物質による汚染状況
			2.調査の基本的な手法 (1) 土壌の分布と特性 【文献その他の資料調査】 「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査(豊田)土壌図」(国土交通省ウェブサイト)等による土壌の分布情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 「国土地理院 2 万 5 千分 1 地形図」(国土地理院ウェブサイト)等による土地利用状況の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (3) 有害物質による汚染状況 【現地調査】 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)に定められた方法により、土壌中の有害物質を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。
			3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。
			4.調査地点 (1) 土壌の分布と特性 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。 (2) 土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。 (3) 有害物質による汚染状況 【現地調査】 第 6.2-4 図に示す対象事業実施区域内の切土想定範囲の 3 区域及び調整池掘削範囲 3 区域から各 1 地点の計 6 地点とする。
			5.調査期間等 (1) 土壌の分布と特性 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (2) 土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (3) 有害物質による汚染状況 【現地調査】 有害物質による汚染状況が適切に把握できる時期に 1 回行う。
			6.予測の基本的な手法 土壌汚染に関する解析又は類似事例の引用若しくは解析を行い、掘削、盛土等の土工に伴う土壌環境への影響を予測する。

第 6.2-7 表(4) 調査、予測及び評価の手法（地盤・土壌）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分		影響要因の区分	
地盤・土壌	土壌環境	掘削、盛土等の土工	7.予測地域 「3.調査地域」と同じとする。
			8.予測地点 対象事業実施区域とする。
			9.予測対象時期等 工事期間のうち、土壌への影響が大きくなると想定される掘削、盛土等の土工の時期とする。
			10.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 土壌環境に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)との整合が図られているかを検討する。



第 6.2-4 図 地盤・土壌の調査位置

第 6.2-8 表(1) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況	<p>掘削、盛土等の土工</p> <p>地形変化並びに造成地及び工作物等の存在</p>
	地下水の状況及び地下水質	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 地形、地質及び地盤の状況</p> <p>(2) 地下水の水位の状況</p> <p>(3) 地下水の利用の状況</p> <p>(4) 気象・水文の状況</p> <p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 地形、地質及び地盤の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「5万分の1都道府県土地分類基本調査(豊田)地形分類図」(国土交通省ウェブサイト)等による地形、地質及び地盤の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>ボーリング調査により地質及び地盤の状況を把握し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 地下水の水位の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>ボーリング調査孔における地下水位の測定及び自記式水位計による地下水位の連続測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(3) 地下水の利用の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>関係市等への聞き取り調査による地下水の利用状況について情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>(4) 気象・水文の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>①雨量</p> <p>「気象業務法施行規則」(昭和27年運輸省令第101号)、「地上気象観測指針」(気象庁、2002年)等により、地上気象(雨量)を観測し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>②河川水位</p> <p>自記式水位計による連続観測を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>4.調査地点</p> <p>(1) 地形、地質及び地盤の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>第6.2-5図に示す地質・地下水位調査地点の11地点とする。</p> <p>(2) 地下水の水位の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>第6.2-5図に示す地質・地下水位調査地点の11地点及び地下水位連続調査地点の4地点とする。</p> <p>(3) 地下水の利用の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>(4) 気象・水文の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>①雨量</p> <p>第6.2-5図に示す対象事業実施区域内の雨量観測地点の1地点とする。</p> <p>②河川水位</p> <p>第6.2-5図に示す河川水位調査地点の2地点とする。</p>

第 6.2-8 表(2) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況 掘削、盛土等の土工 地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	5.調査期間等	<p>(1) 地形、地質及び地盤の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 地形、地質及び地盤の状況が適切に把握できる時期に 1 回行う。</p> <p>(2) 地下水の水位の状況 【現地調査】 ボーリング調査孔における地下水位の測定は、「(1)の地形、地質及び地盤の状況」の現地調査と同時期に 1 回行う。 地下水位連続調査は、1 年間連続測定を行う。</p> <p>(3) 地下水の利用の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。</p> <p>(4) 気象・水文の状況 【現地調査】 1 年間連続測定を行う。</p>
		6.予測の基本的な手法	地下水の水理的な流況把握又は類似事例の引用による解析を行い、地下水位への影響を定性的に予測する。
		7.予測地域	「3.調査地域」と同じとする。
		8.予測地点	地下水の利用状況を踏まえた、地下水の流下方向とする。
		9.予測対象時期等	<p>(1) 掘削、盛土等の土工 工事期間のうち地下水への影響が最大となる時期とする。</p> <p>(2) 地形改変並びに造成地及び工作物等の存在 施設の供用後、地下水への影響が定常状態となる時期とする。</p>
		10.評価の手法	<p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 地下水位の変化に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。</p>

第 6.2-8 表(3) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
地下水の 状況及び 地下水質	地下水質	地形変化並びに造成地及び工作物等の存在	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 地下水質の状況</p> <p>(2) 地下水の水位の状況</p> <p>(3) 地質の状況</p> <p>(4) 地下水の利用の状況</p>
			<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 地下水質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県)等による水質調査結果の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)に定められた方法に基づいて水素イオン濃度、濁度、浮遊物質、環境基準項目を測定し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(2) 地下水の水位の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>ボーリング調査孔における地下水位の測定及び自記式水位計による地下水位の連続測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(3) 地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「5万分の1地質図幅「豊田」」(国立研究開発法人産業技術総合研究所地質総合センター、2021年)等による地質の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p> <p>【現地調査】</p> <p>ボーリング調査により地質の状況を把握し、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>(4) 地下水の利用の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>関係市等への聞き取り調査による地下水の利用状況について情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。</p>
			<p>3.調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>
			<p>4.調査地点</p> <p>(1) 地下水質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>第6.2-5図に示す地下水位連続調査地点の4地点とする。</p> <p>(2) 地下水の水位の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>第6.2-5図に示す地質・地下水位調査地点の11地点及び地下水位連続調査地点の4地点とする。</p> <p>(3) 地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>【現地調査】</p> <p>第6.2-5図に示す地質・地下水位調査地点の11地点とする。</p> <p>(4) 地下水の利用の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>

第 6.2-8 表(4) 調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
地下水の 状況及び 地下水質	地下水質	地形改変 並びに造 成地及び 工作物等 の存在	<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 地下水質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1年間とし、春、夏、秋、冬の4季に各1回行う。</p> <p>(2) 地下水の水位の状況 【現地調査】 ボーリング調査孔における地下水位の測定は、(3)の【現地調査】の時期に1回行う。 地下水位連続調査は、1年間連続測定を行う。</p> <p>(3) 地質の状況 【現地調査】 地質の状況が適切に把握できる適切な時期に1回行う。</p> <p>(4) 地下水の利用の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。</p>
			<p>6.予測の基本的な手法</p> <p>地下水質の物質の収支に関する計算又は類似事例の引用若しくは解析を参考に、地下水質への影響を予測する。</p>
			<p>7.予測地域</p> <p>「3.調査地域」と同じとする。</p>
			<p>8.予測地点</p> <p>「4.調査地点 (1) 地下水質の状況」の現地調査と同じ4地点とする。</p>
			<p>9.予測対象時期等</p> <p>(1) 掘削、盛土等の土工 工事期間のうち地下水への影響が最大となる時期とする。</p> <p>(2) 地形改変並びに造成地及び工作物等の存在 施設の供用後、地下水への影響が定常状態となる時期とする。</p>
			<p>10.評価の手法</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 地下水質に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)との整合が図られているかを検討する。</p>



第 6.2-5 図 地下水の状況及び地下水質の調査位置

第 6.2-9 表(1) 調査、予測及び評価の手法（動物）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
動物	重要な種及び注目すべき生息地	建設機械の稼働等 掘削、盛土等の土工	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>(2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>(3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p>
		地形変化並びに造成地及び工作物の存在 汚水の排出	<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020－動物編－」(愛知県、2020年)等による情報の収集及び関係自治体への聞き取り並びに当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】 以下の方法による現地調査を行い、調査結果の整理及び解析を行う(詳細は第6.2-9表(4))。</p> <p>①哺乳類 直接観察調査(フィールドサイン法を含む。)、自動撮影調査、小型哺乳類捕獲調査、コウモリ類夜間調査</p> <p>②鳥類 a.一般鳥類 任意観察調査、ラインセンサス法による調査、ポイントセンサス法による調査、夜間任意調査、ICレコーダー調査、自動撮影調査</p> <p>b.希少猛禽類 定点観察法による調査 ※調査範囲内において希少猛禽類の営巣の可能性がある場合は、営巣地踏査を実施し、営巣地位置、繁殖状況等を調査する。</p> <p>③爬虫類 直接観察調査</p> <p>④両生類 直接観察調査</p> <p>⑤魚類 捕獲調査、直接観察調査</p> <p>⑥昆虫類 一般採集調査、ベイトトラップ調査、ライトトラップ調査</p> <p>⑦底生動物 定量採集調査、定性採集調査</p> <p>⑧クモ類 一般採集調査</p> <p>⑨陸産貝類 一般採集調査</p> <p>(2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020－動物編－」(愛知県、2020年)等による情報の収集及び関係自治体への聞き取り並びに当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】 「(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」の現地調査において確認した種から、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況の整理及び解析を行う。</p> <p>(3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 環境省ウェブサイト等による情報収集及び関係自治体への聞き取り並びに該当資料の整理を行う。</p> <p>【現地調査】 「(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」の現地調査において確認した種から、注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況の整理及び解析を行う。</p> <p>3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>

第 6.2-9 表(2) 調査、予測及び評価の手法（動物）

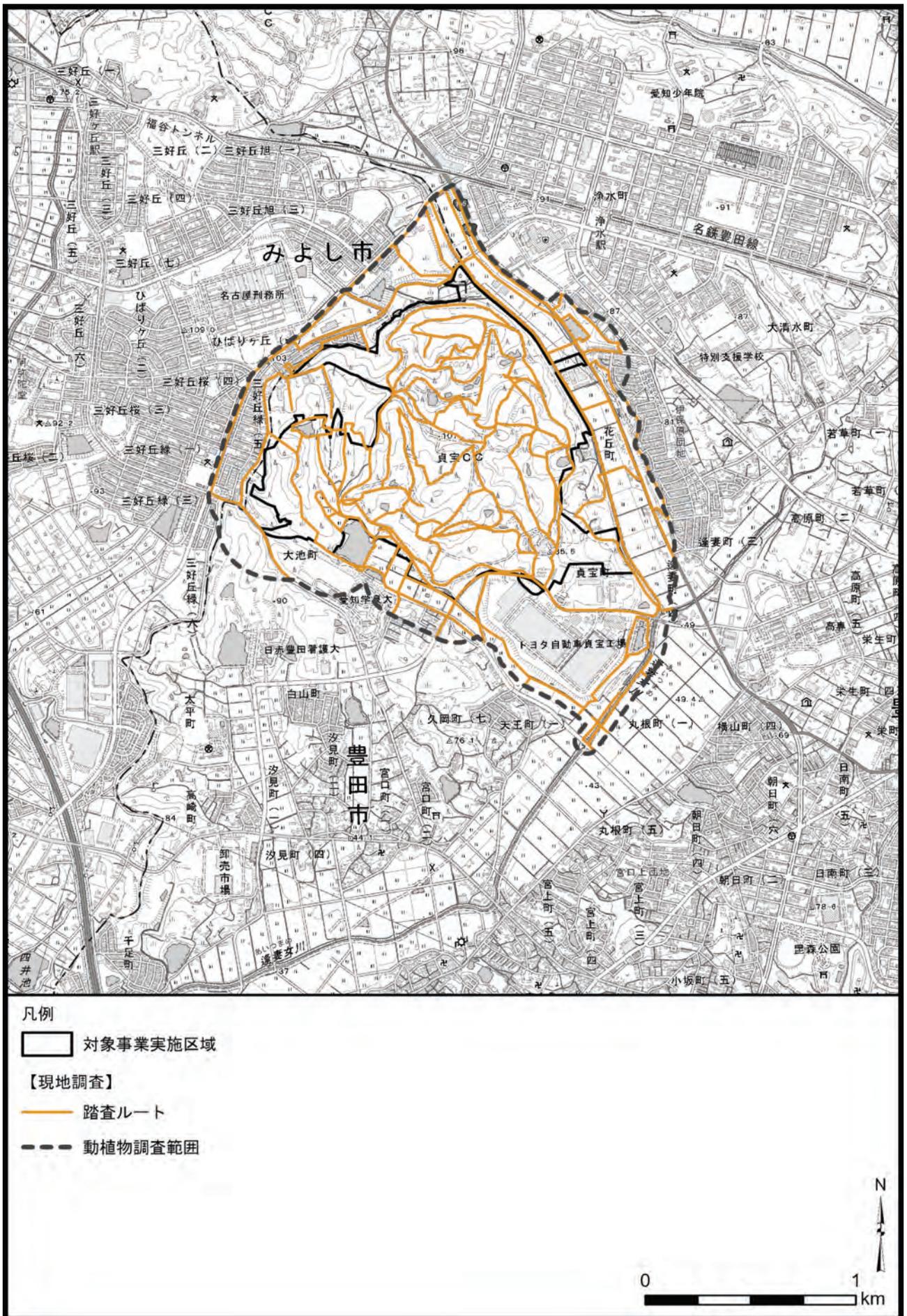
環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
動物	重要な種及び注目すべき生息地	建設機械の稼働等	<p>4.調査地点</p> <p>(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。 【現地調査】 対象事業実施区域及びその周囲の環境特性を考慮して、対象事業実施区域及びその周囲約 200m の範囲内を基本とする。ただし、希少猛禽類については、対象事業実施区域及びその周囲最大 2km を調査範囲とし、全域を観察できる地点とする(第 6.2-6 図)。</p> <p>(2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。 【現地調査】 「(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」の現地調査の調査位置を基本とする。</p> <p>(3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。 【現地調査】 「(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」の現地調査の調査位置を基本とする。</p>
		掘削、盛土等の土工	
		地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	
		汚水の排出	
			<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】</p> <p>①哺乳類 1年間とし、春、夏、秋、冬の4季に各1回行う。</p> <p>②鳥類 a.一般鳥類 1年間とし、任意観察調査、ラインセンサス法による調査、ポイントセンサス法による調査、自動撮影調査は、春、初夏、夏、秋、冬の5季に各1回行う。 夜間任意調査は、春、初夏、夏の3季に各1回行う。 ICレコーダー調査は、繁殖期として5月、越冬期として12月～1月に実施する。</p> <p>b.希少猛禽類 繁殖期として1～8月の各月1回3日間及び非繁殖期として9～12月のうち2回3日間実施する。</p> <p>③爬虫類 1年間とし、春、夏、秋の3季に各1回行う。</p> <p>④両生類 1年間とし、早春、春、夏、秋の4季に各1回行う。</p> <p>⑤魚類 1年間とし、春、夏、秋の3季に各1回行う。</p> <p>⑥昆虫類 1年間とし、春、夏、秋の3季に各1回行う。</p> <p>⑦底生動物 1年間とし、夏、秋、冬の3季に各1回行う。</p> <p>⑧クモ類 1年間とし、春、夏、秋の3季に各1回行う。</p> <p>⑨陸産貝類 1年間とし、春、夏、秋の3季に各1回行う。</p>

第 6.2-9 表 (3) 調査、予測及び評価の手法 (動物)

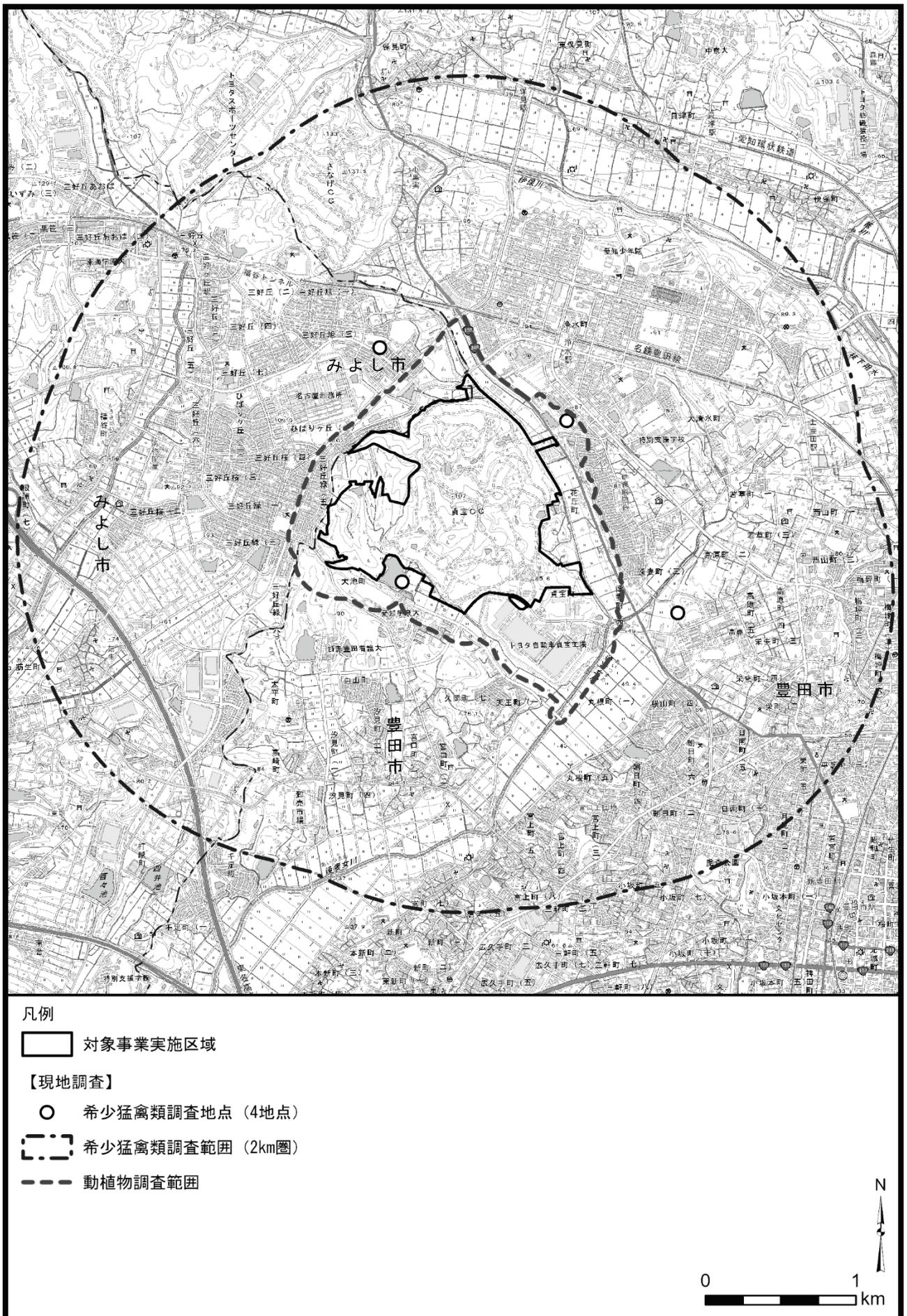
環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	建設機械の稼働等 掘削、盛土等の土工 地形改変並びに造成地及び工作物等の存在 (2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 「(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」の現地調査に準じる。 (3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 確認された重要な種及び注目すべき生息地の特性に応じ、適切な時期を選定する。
		汚水の排出 6.予測の基本的な手法 環境保全措置を踏まえ、文献その他の資料調査及び現地調査に基づき、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、重要な種及び注目すべき生息地への影響を予測する。
		7.予測地域 「3.調査地域」のうち、重要な種が生息する地域及び注目すべき生息地とする。
	8.予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工 工事の実施による動物の生息環境への影響が最大となる時期とする。 (2) 地形改変並びに造成地及び工作物等の存在、汚水の排出 事業活動が定常状態となり、動物の生息環境への影響が最大となる時期とする。	
	9.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。	

第 6.2-9 表(4) 調査、予測及び評価の手法（調査手法の詳細）

調査項目		調査地点	調査方法
哺乳類	直接観察調査(フィールドサイン法を含む。)	第 6.2-6 図(1)の踏査ルート	踏査ルートを基本として昼間に踏査を行い、目視やフィールドサイン(足跡、糞、食痕等)により確認された種を記録する。
	自動撮影調査	10~15 地点程度	樹林、草地、水辺、耕作地等の環境を網羅するように設定した調査地点において、自動撮影装置を設置して撮影された画像により確認された種を記録する。
	小型哺乳類捕獲調査	10~15 地点程度	調査地点において、シャーメントラップ及びモールドラップを一晩設置して小型哺乳類を捕獲し、確認された種、個体数等を記録する。トラップは、各調査地点につき各 10 個を基本として、地点の状況に応じて調整する。
	コウモリ類夜間調査	第 6.2-6 図(1)の動植物調査範囲内	樹林、草地、水辺、耕作地等の環境を含む調査ルートを設定し、日没前後から夜間にかけて録音可能なバットディテクターを用いて踏査する。また、樹林内に設置型バットディテクターを設置することにより、コウモリ類の生息状況を確認する。
鳥類	一般鳥類:任意観察調査	第 6.2-6 図(1)の踏査ルート	踏査ルートを基本として踏査を行い、確認された種及び個体数を記録する。
	一般鳥類:ラインセンサス法	5 ルート程度	鳥類のさえずりや活動が活発な早朝から午前にかけて、あらかじめ設定した調査ルートを時速 2km 程度の一定の速さで踏査し、片側 25m の範囲に出現する鳥類の種類及び個体数を記録する。
	一般鳥類:ポイントセンサス法	10~15 地点程度	双眼鏡等を用いて 1 地点当たり 15 分間の観察を行い、定点から半径 50m の範囲内に出現した鳥類の種類及び個体数を記録する。
	一般鳥類:夜間任意調査	第 6.2-6 図(1)の踏査ルート	フクロウ類等の夜行性鳥類の生息を把握するため、夜間に鳴声の聞き取り及びコールバック法を実施し確認された鳥類を記録する。
	一般鳥類:IC レコーダー調査	5 地点程度	IC レコーダーを設置し、日没 1 時間前から日出 1 時間後までの時間帯のうち、毎正時から 10 分間を対象に夜行性鳥類の鳴声を解析し生息種を把握する。
	一般鳥類:自動撮影調査	10~15 地点程度	調査地点において、自動撮影装置を設置して撮影された画像により確認された種を記録する。
	希少猛禽類:定点観察法	第 6.2-6 図(2)の 4 地点	調査範囲及びその周囲を広域に見渡せる地点から定点観察を行い、希少猛禽類が確認された場合には、種名、年齢、性別、観察時間、行動内容、飛翔軌跡等を記録する。 ※調査範囲内において希少猛禽類の営巣の可能性がある場合は、営巣地踏査を実施し、営巣地位置、繁殖状況等を調査する。
爬虫類	直接観察調査	第 6.2-6 図(1)の動植物調査範囲内	調査範囲を任意に踏査し、目視(幼体、成体、抜け殻、死体等)や捕獲等により確認種を記録する。
両生類	直接観察調査	第 6.2-6 図(1)の動植物調査範囲内	調査範囲を任意に踏査し、目視(卵塊、幼体、成体、死体等)や鳴き声、捕獲等により確認種を記録する。
魚類	捕獲調査、直接観察調査	第 6.2-6 図(3)の 7 地点	調査地点において、投網、たも網、セル瓶等による捕獲調査及び目視による調査により魚類の生息種を把握する。
昆虫類	一般採集調査	第 6.2-6 図(1)の動植物調査範囲内	調査範囲を任意に踏査し、スウィーピング法、ビーティング法等による採集、目視、鳴き声等により確認種を記録する。
	ベイトトラップ調査	10~15 地点程度	調査地点において、誘引物を入れたプラスチックコップ等を地面に埋設し、その中に落下した昆虫類を採集し確認種を記録する。トラップは、各調査地点につき 10 個を一晩設置する。
	ライトトラップ調査	10~15 地点程度	調査地点において、ボックス式のライトトラップを設置し、光に誘引された昆虫類を採集し、確認種を記録する。トラップは、各調査地点において 1 個を一晩設置する。
底生動物	定量採集調査、定性採集調査	第 6.2-6 図(3)の 7 地点	コドラート法(25cm×25cm)による定量採集、D フレームネットによる任意採集を実施して底生動物の生息種を把握する。
クモ類	一般採集調査	第 6.2-6 図(1)の動植物調査範囲内	調査範囲を任意に踏査し、スウィーピング法、ビーティング法等による採集、目視等により確認種を記録する。
陸産貝類	一般採集調査	第 6.2-6 図(1)の動植物調査範囲内	調査範囲を任意に踏査して目視や捕獲等により陸産貝類の生息種を把握し、確認位置、確認内容を記録する。



第 6.2-6 図(1) 動物の調査位置 (哺乳類、一般鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類等)



第 6.2-6 図(2) 動物の調査位置 (希少猛禽類)



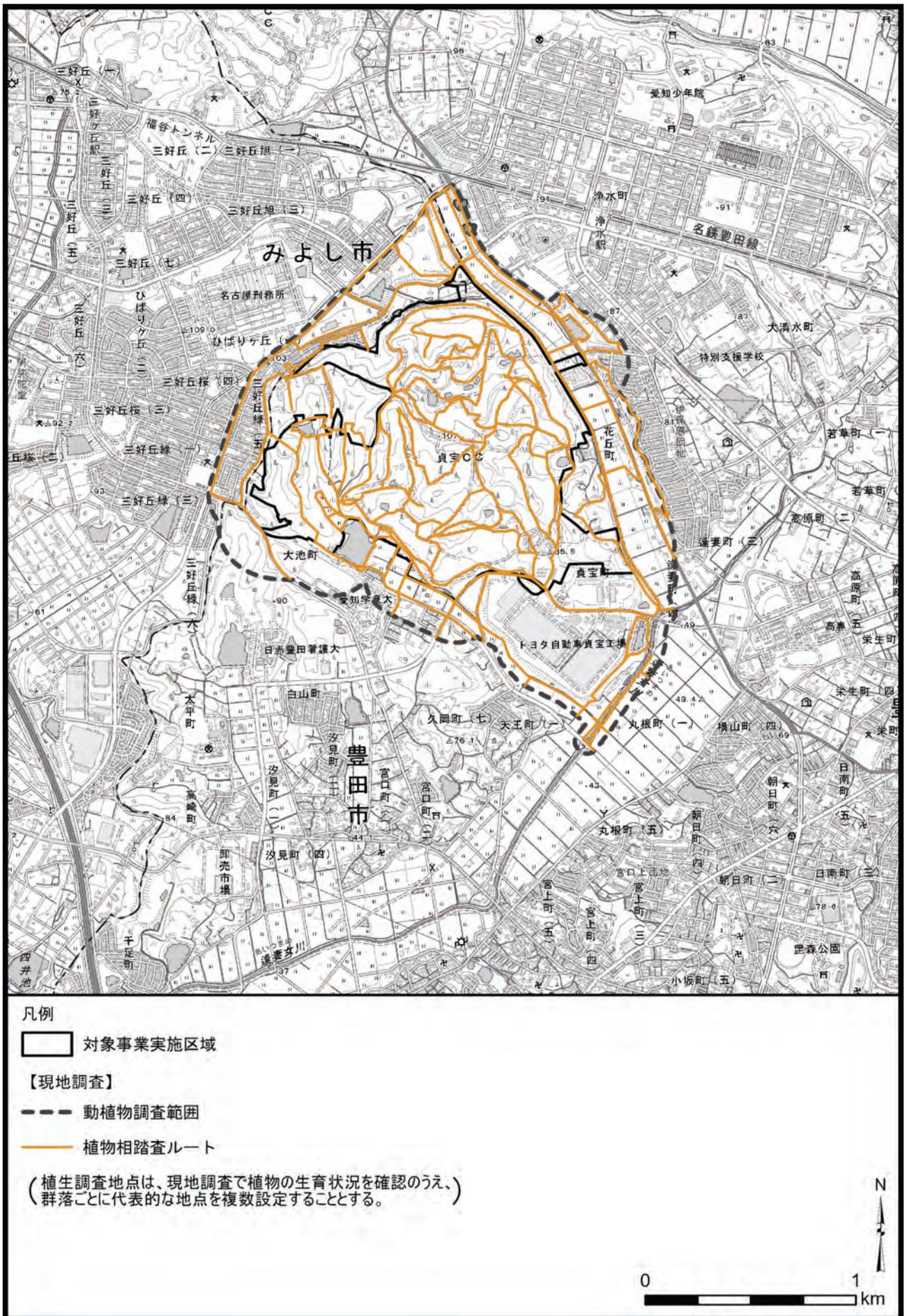
第 6.2-6 図(3) 動物の調査位置（魚類、底生生物）

第 6.2-10 表(1) 調査、予測及び評価の手法 (植物)

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
植物	重要な種及び群落	掘削、盛土等の土工	1.調査すべき情報 (1) 維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 (2) 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況
		地形変化並びに造成地及び工作物の存在	2.調査の基本的な手法 (1) 維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020－植物編－」(愛知県、2020 年)等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 【現地調査】 以下の方法による現地調査を行い、調査結果の整理及び解析を行う。 ①植物相 目視観察調査 ②植生 ブラウンプランケの植物社会学的植生調査法 現存植生図の作成 (2) 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020－植物編－」(愛知県、2020 年)等による情報収集並びに該当資料の整理を行う。 【現地調査】 「(1) 維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況」の現地調査において確認した種及び群落から、重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境について、整理及び解析を行う。
		汚水の排出	3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。
			4.調査地点 (1) 維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。 【現地調査】 対象事業実施区域及びその周囲の環境特性を考慮して、対象事業実施区域及びその周囲約 200m の範囲内を基本とする(第 6.2-7 図)。 ※植生調査地点は現地の状況を踏まえて設定する。 (2) 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周囲とする。 【現地調査】 「(1) 維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況」の現地調査と同じ範囲とする。

第 6.2-10 表(2) 調査、予測及び評価の手法 (植物)

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
植物	重要な種及び群落	掘削、盛土等の土工	5.調査期間等 (1) 維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 ①植物相 1年間とし、春、初夏、夏、秋の4季に各1回行う。 ②植生 夏、秋の2季に各1回行う。
		地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	(2) 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 「(1) 維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況」と同じ期間とする。
		汚水の排出	6.予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、生育確認地点及び文献その他の資料調査の結果から把握される生育環境と、事業計画との重ね合わせにより、その改変の程度を把握することにより影響を予測する。
			7.予測地域 「3.調査地域」のうち、重要な種及び群落の生育又は分布する地域とする。
			8.予測対象時期等 (1) 掘削、盛土等の土工 工事の実施による植物の生育環境への影響が最大となる時期とする。 (2) 地形改変並びに造成地及び工作物等の存在、汚水の排出 事業活動が定常状態となり、植物の生育環境への影響が最大となる時期とする。
		9.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 重要な種及び群落に係る環境への影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているか評価する。	



第 6.2-7 図 植物の調査位置

第 6.2-11 表(1) 調査、予測及び評価の手法 (生態系)

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
生態系	地域を特徴付ける生態系	掘削、盛土等の土工	<p>1.調査すべき情報</p> <p>(1) 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>①上位性の注目種:オオタカ</p> <p>②典型性の注目種:カラ類又はホオジロ</p> <p>③特殊性の注目種:特殊な環境が存在しないことから選定しない。</p> <p>※上位性、典型性の種については現地の確認状況により変更となる可能性がある。</p>
		地形変化並びに造成地及び工作物等の存在	<p>2.調査の基本的な手法</p> <p>(1) 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 地形の状況、「動物」及び「植物」の文献その他の資料調査から動植物その他の自然環境に係る概況の整理を行う。</p> <p>【現地調査】 「動物」及び「植物」の現地調査と同じとする。</p> <p>(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020-動物編-」(愛知県、2020年)、「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2020-植物編-」(愛知県、2020年)等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。</p> <p>【現地調査】 以下の方法による現地調査を行い、調査結果の整理及び解析を行う。</p> <p>①オオタカ(上位性の注目種)</p> <p>生息状況調査:定点観察法による調査</p> <p>営巣環境調査:オオタカが営巣した環境の把握を非繁殖期に行う。 (※調査期間中に営巣木を特定した場合)</p> <p>餌資源量調査:ポイントセンサス法による鳥類調査</p> <p>餌場環境調査:定点観察法による小型鳥類(ムクドリ等)のねぐら調査</p> <p>②カラ類又はホオジロ(典型性の注目種)</p> <p>生息状況調査:テリトリーマッピング法</p> <p>餌資源量調査:コドラート法による昆虫類調査</p>
		汚水の排出	
			<p>3.調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲とする。</p>
			<p>4.調査地点</p> <p>(1) 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>【現地調査】 「動物」及び「植物」の調査位置と同じとする(第 6.2-6 図及び第 6.2-7 図)。</p> <p>(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周囲とする。</p> <p>【現地調査】 「(1) 動植物その他の自然環境に係る概況」の現地調査の調査位置を基本とする。</p>

第 6.2-11 表(2) 調査、予測及び評価の手法 (生態系)

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
生態系	地域を特徴付ける生態系	掘削、盛土等の土工	5.調査期間等 (1) 動植物その他の自然環境に係る概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 「動物」の調査期間等と同じとする。
		地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】
		汚水の排出	①オオタカ(上位性の注目種) 生息状況調査:「動物」の鳥類(希少猛禽類)の調査期間と同じとする。 営巣環境調査(※調査期間中に営巣木を特定した場合):非繁殖期に1回行う。 餌資源量調査:オオタカの繁殖期(5~6月頃)とする。 餌場環境調査:春、初夏、夏の3季とする。
			②カラ類又はホオジロ(典型性の注目種) 生息状況調査:繁殖期に3回とする。 餌資源量調査:繁殖期に1回とする。
			6.予測の基本的な手法 環境保全措置を踏まえ、文献その他の資料調査及び現地調査に基づき、分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、上位性注目種の好適営巣環境及び好適採餌環境の変化や典型性注目種の生息環境の変化等を推定し、影響を予測する。
		7.予測地域 「3.調査地域」と同じ地域とする。	
		8.予測対象時期等 工事中の掘削、盛土等の土工による注目種等の生息・生育環境への影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となり、注目種等の生息・生育環境が安定する時期とする。	
		9.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 地域を特徴付ける生態系に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。	

第 6.2-12 表(1) 調査、予測及び評価の手法（景観）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形変化並びに造成地及び工作物等の存在	1.調査すべき情報 (1) 景観資源の状況 (2) 主要な眺望点の状況 (3) 主要な眺望景観の状況
			2.調査の基本的な手法 (1) 景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 愛知県ウェブサイト等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 豊田市ウェブサイト等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行うとともに、造成地の可視領域について検討を行う。 【現地調査】 現地踏査等により、住民が居住地域等において日常的に眺望する景観等について目視確認による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (3) 主要な眺望景観の状況 【文献その他の資料調査】 「(1) 景観資源の状況」及び「(2) 主要な眺望点の状況」の調査結果から主要な眺望景観を抽出し、当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 現地踏査による写真撮影及び目視確認による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。
			3.調査地域 対象事業実施区域から約 3km を包含する範囲とする。
			4.調査地点 (1) 景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。 (2) 主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。 【現地調査】 対象事業実施区域及びその周囲に分布する主要な眺望点とする。 (3) 主要な眺望景観の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。 【現地調査】 「2.調査の基本的な手法」の「(1) 景観資源の状況」及び「(2) 主要な眺望点の状況」の調査結果等を踏まえ、第 6.2-8 図に示す対象事業実施区域の周囲の 3 地点とする。

第 6.2-12 表(2) 調査、予測及び評価の手法（景観）

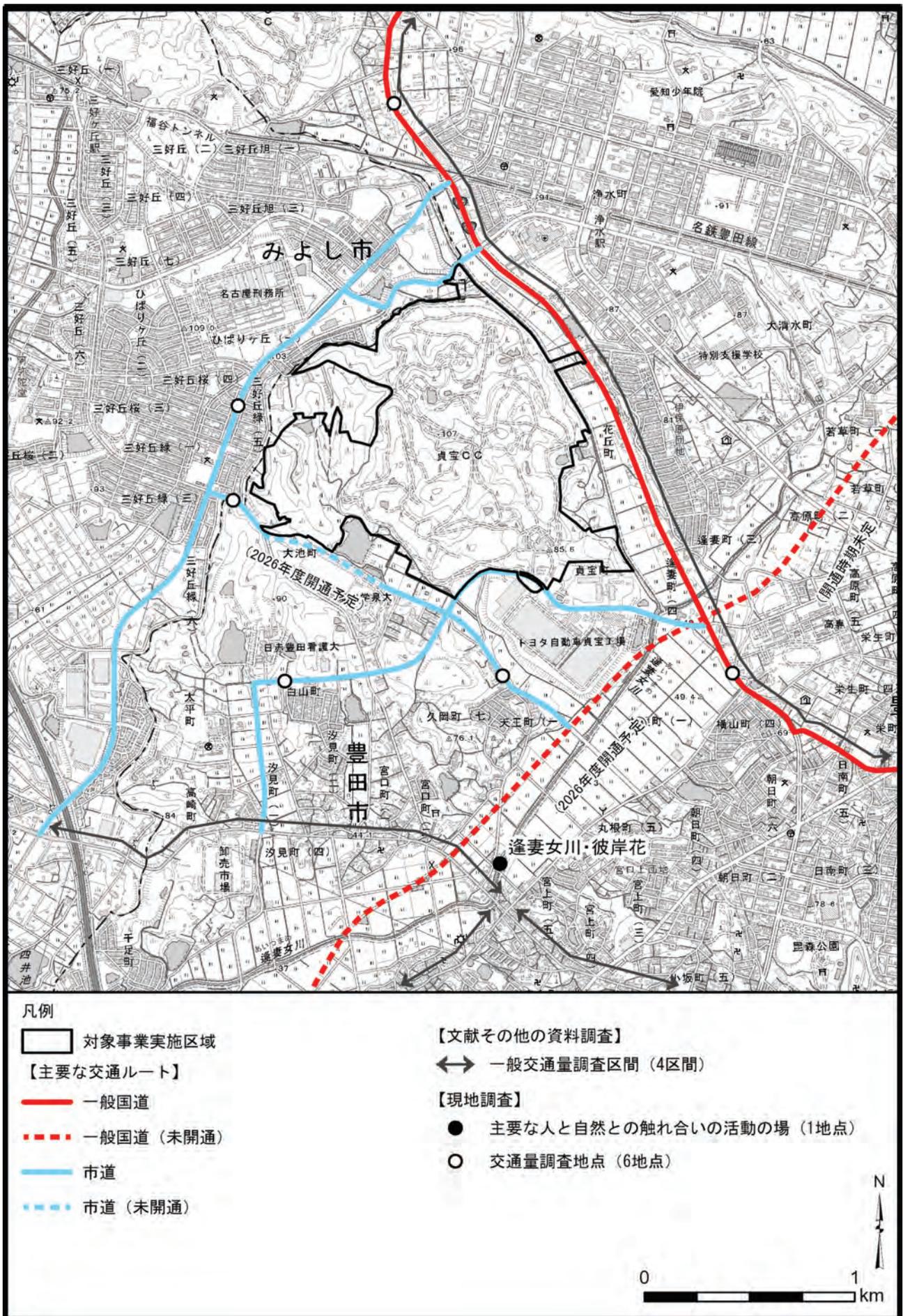
環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形変化並びに造成地及び工作物等の存在	<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。</p> <p>(2) 主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 眺望点の確認に適した時期に行う。</p> <p>(3) 主要な眺望景観の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 着葉期、落葉期に各 1 回行う。</p>
			<p>6.予測の基本的な手法</p> <p>(1) 景観資源及び主要な眺望点の状況 景観資源及び主要な眺望点と対象事業実施区域の位置を比較、検討することにより、物理的な変化の影響を予測する。</p> <p>(2) 主要な眺望景観の状況 主要な眺望点から撮影した現況の眺望景観の写真に、将来の施設の完成予想図を合成するフォトモンタージュ法により、眺望の変化の程度を視覚的表現によって予測する。</p>
			<p>7.予測地域</p> <p>「3.調査地域」と同じ地域とする。</p>
			<p>8.予測対象時期等</p> <p>すべての施設が完成し、眺望景観に係る環境影響が最大となる時期とする。</p>
			<p>9.評価の手法</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。</p>

第 6.2-13 表(1) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	資材等の搬入及び搬出
		製品、廃棄物等の搬入及び搬出
		1.調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 (3) 交通量に係る状況
		2.調査の基本的な手法 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 【文献その他の資料調査】 豊田市ウェブサイト等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出し、当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況やアクセス状況を把握し、調査結果の整理及び解析を行う。 (3) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 「令和 3 度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」(国土交通省、2023 年)等による情報の収集並びに当該情報の整理を行う。 【現地調査】 調査地点の方向別及び車種別交通量を調査し、調査結果の整理を行う。
3.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲とする。		
		4.調査地点 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「3.調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周囲とする。 【現地調査】 第 6.2-9 図に示す主要な人と自然との触れ合いの活動の場の 1 地点とした。 (3) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置、アクセスルート等を踏まえ、第 6.2-9 図に示す一般交通量調査区間の 4 区間とする。 【現地調査】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置、アクセスルート等を踏まえ、第 6.2-9 図に示す主要な交通ルートの 6 地点とする。

第 6.2-13 表(2) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>資材等の搬入及び搬出</p> <p>製品、廃棄物等の搬入及び搬出</p>
		<p>5.調査期間等</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。</p> <p>(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1年間とし、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況等を考慮して、利用状況及び利用環境を適切に把握できる時期に行う。</p> <p>(3) 交通量に係る状況 【文献その他の資料調査】 2015年度及び2021年度とする。 【現地調査】 平日及び休日の各1日に行う。</p>
		<p>6.予測の基本的な手法</p> <p>環境保全措置を踏まえ、資材等の搬入及び搬出並び製品、廃棄物等の搬入及び搬出に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートにおける交通量の変化を予測し、利用特性への影響を予測する。</p>
		<p>7.予測地域</p> <p>「3.調査地域」と同じ地域とする。</p>
		<p>8.予測対象時期等</p> <p>(1) 資材等の搬入及び搬出 工事計画に基づき、工事関係車両の交通量が最大となる時期とする。</p> <p>(2) 製品、廃棄物等の搬入及び搬出 事業活動や施設の供用が定常状態となり、施設関係車両の交通量が最大となる時期とする。</p>
		<p>9.評価の手法</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。</p>



第 6.2-9 図 人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置

第 6.2-14 表 調査、予測及び評価の手法（廃棄物等）

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
廃棄物等	建設機械の稼働等	1.予測の基本的な手法 工事に伴う発生する廃棄物の種類ごとの発生量、有効利用量及び最終処分量について、既存の類似事例等から予測する。
	掘削、盛土等の土工	2.予測地域 対象事業実施区域とする。
		3.予測対象時期等 工事期間中とする。
		4.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 廃棄物の発生量が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)との整合が図られているかを検討する。 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)との整合が図られているかを検討する。
	環境に負荷を与える活動	1.予測の基本的な手法 工場の稼働に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生量、有効利用量及び最終処分量について、既存の類似事例等から予測する。
		2.予測地域 対象事業実施区域とする。
		3.予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態となり、廃棄物の発生量が最大となる時期とする。
		4.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 廃棄物の発生量が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。 (2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)との整合が図られているかを検討する。 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年法律第 48 号)との整合が図られているかを検討する。
	残土その他の副産物	1.予測の基本的な手法 工事計画に基づいて、残土及びその他建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する。
		2.予測地域 対象事業実施区域とする。
		3.予測対象時期等 工事期間中とする。
		4.評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 残土その他の副産物の発生量が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

第 6.2-15 表 調査、予測及び評価の手法（温室効果ガス等）

環境影響評価の項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分			
温室効果ガス等	資材等の搬入及び搬出	1.予測の基本的な手法	資材等の搬入及び搬出並びに建設機械の稼働等に伴い発生する二酸化炭素の排出量について、燃料使用量、電気使用量、貨物重量、輸送距離等から予測する。
		2.予測地域	対象事業実施区域とする。
		3.予測対象時期等	工事期間中とする。
		4.評価の手法	(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 二酸化炭素の排出が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。
	地形変化並びに造成地及び工作物等の存在	1.予測の基本的な手法	事業計画に基づいて、樹木の伐採面積及び植栽面積を把握し、森林による二酸化炭素吸収量の減少量を予測する。
		2.予測地域	対象事業実施区域とする。
		3.予測対象時期等	すべての施設が完成する時期とする。
		4.評価の手法	(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 二酸化炭素吸収量への影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。
	環境に負荷を与える活動	1.予測の基本的な手法	事業計画に基づいて、年間のエネルギー使用量を把握し、環境に負荷を与える活動に伴う二酸化炭素排出量を予測する。
		2.予測地域	対象事業実施区域とする。
		3.予測対象時期等	事業活動や施設の供用が定常状態となり、二酸化炭素排出量が最大となる時期とする。
		4.評価の手法	(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 二酸化炭素の排出が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

第 7 章

その他規則で定める事項

第7章 その規則で定める事項

7.1 配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解

7.1.1 配慮書の公表及び縦覧

「愛知県環境影響評価条例」（以下、「条例」という。）第4条の4及び第4条の5の規定に基づき、配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるため、配慮書を作成した旨及びその他事項を公表し、公表の日の翌日から起算して30日間縦覧に供した。

1. 公表の日

2025年10月8日（水）

2. 公表の方法

(1) 日刊新聞による公表

2025年10月8日（水）付けで、以下の日刊新聞紙に「お知らせ」を掲載した。

- ・中日新聞（朝刊 13面 西三河版）
- ・朝日新聞（朝刊 17面 愛知全県版）
- ・読売新聞（朝刊 19面 愛知全県版）
- ・毎日新聞（朝刊 21面 愛知全域版）

(2) ウェブサイトへの掲載

2025年10月8日（水）に、事業者ウェブサイトへ掲載した。

3. 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

関係市の施設2箇所及び事業者の事務所において縦覧を実施した。

また、事業者のウェブサイトへの掲載により公表した。

縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、第7.1-1表のとおりである。

第7.1-1表 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所		縦覧期間	縦覧時間	備考
関係市の施設	豊田市役所環境センター2階 環境保全課	2025年 10月9日（木） ～	午前9時から 午後5時まで	土曜日、日曜日及び 祝日は除く。
	みよし市役所3階 生活環境課			
事業者の事務所	愛知県自治センター12階 工務調整課	2025年 11月7日（金） まで	縦覧期間中常時	—
事業者のウェブサイト（ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kigyo-komu/tt-hairyosho.html ）への掲載				

4. 縦覧者数

(1) 縦覧者数

縦覧場所における、縦覧者数は、17名であった。

(2) 配慮書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数

当該ウェブサイトへのアクセス件数は（2025年11月7日までの延べ件数）は、1,085件であった。

7.1.2 配慮書についての意見の把握

条例第4条の5の規定に基づき、一般の環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

1. 意見書の提出期間

2025年10月9日（木）から2025年11月7日（金）までとした。

なお、郵送の受付は当日消印有効とした。

2. 意見書の提出方法

①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函

②事業者への郵送による書面の提出

3. 意見書の提出状況

意見書の提出は、2通（意見の総数は20件）であった。

7.1.3 配慮書についての意見の概要及び事業者の見解

条例第4条の5の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境保全の見地からの意見は14件であった。また、環境の保全の見地以外からの意見が6件あった。

配慮書についての一般の意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、第7.1-2表のとおりである。

また、環境の保全の見地以外からの意見の概要及び事業者の見解は、第7.1-3表のとおりである。

第 7.1-2 表(1) 配慮書についての一般の意見の概要と事業者の見解

1. 事業計画

	意見の概要	事業者の見解
1	<p>7 「ゼロ・オプションは設定しない」？</p> <p>「高効率な生産設備、製造技術等を導入することにより、現状の生産能力を維持しつつ、生産性の向上や低炭素化を図るものであることに加え、愛知県が企業ニーズを踏まえた新たな企業用地の開発を豊田市と連携して進める事業であることから、ゼロ・オプションに関する検討は現実的ではない…ゼロ・オプションを設定しない。」p10とありますが、高効率な生産設備、製造技術等を導入することは、現状の工場でも可能なはずで。どのような生産設備、製造技術にすればどうなるかの比較検討した結果を示してください。なお、「新たな企業用地の開発を愛知県と豊田市が連携して進める」p10 は、トヨタ自動車貞宝工場の北に隣接して運よく(貞宝)ゴルフ場跡地 p10 がありそうだっただけです。</p>	<p>本事業は、トヨタ自動車株式会社(以下、「トヨタ自動車」という。)の国内工場の多くで老朽化が進み、新工場の整備が喫緊の課題となっていることから、豊田市近郊において工業用地を造成して、生産能力を維持しつつ、高効率な生産設備、製造技術等を取り入れた工場を新設することにより、環境負荷を低減し、社会・地球の持続可能な発展に貢献するとともに、愛知県の持続可能な産業振興と地域活性化に資することを目的としています。このため、ゼロ・オプションに関する検討は現実的ではないと判断しました。</p>
2	<p>8 複数案の配置は他の案も</p> <p>「主要な建築物の配置は、生産工程の連続性を考慮し、施設用地において設置可能な施設を検討した結果、…A 案、B 案、C 案を想定した。」p10 とありますが、長さが 240m、290m、200m、500m はそれぞれ理由を示してください。また、幅が 230m にそろえてある理由がわかりません。もっと他の配置が考えられそうですが、違いますか。</p>	<p>配慮書における主要な建造物の構造は、類似工場を参考に、想定される最大の寸法を記載しました。また、主要な建造物の配置は、生産工程の連続性を考慮し、施設用地において設置可能な施設を検討した結果、配慮書第 2 章の「第 2.2-4 図 主要な建造物の配置図」に示す 3 案を想定しました。</p>
3	<p>9 環境影響評価条例の対象工場ではないのか</p> <p>今後の工場建設で環境影響評価を行なうのですか。愛知県環境影響評価条例では、国の環境影響評価法以外に工場、事業場「燃料使用量 11.25t/h 以上又は特定排出水の量 7,500m³/日以上」が対象となっていますが、これに該当するかどうかを判断できるようにしてください。</p> <p>施設供用に関する事項 p9 で「特定排出水の量は、最大約 7,300m³/日を想定し」とあり、環境影響評価条例の対象 7,500m³/日以上を超えないように、ぎりぎりの値です。</p> <p>また「施設における燃料使用量は、都市ガスが最大約 27,000 千 m³/年、A 重油が最大約 200kL/年を計画している。」とありますが、条例の「燃料使用量 11.25t/h 以上」と比較できるように、m³/年、kL/年を、年間操業日数を示し、単位をそろえ、燃料使用量に換算してください。</p> <p>1:燃料等(燃料、熱及び電気)の種類に対し、単位に注意しつつ、前年度の「②使用量」を入力します。</p> <p>2:この「②使用量」に対し、燃料等の種類ごとに「①単位発熱量」が掛けられて、「③熱量」が算出されます。A 重油は 39.1MJ/kg、都市ガスは 41.1MJ/Nm³</p> <p>3:この「③熱量」の合計に対し、原油換算係数 0.0258(kJ/GJ)が掛けられて、「A原油換算エネルギー使用量」が算出されますので、1,500kL 以上か否か確認します。(A) = (③の合計)×0.0258)</p>	<p>配慮書段階において想定した工場等で使用される燃料又は原料の量を重油の量に換算したもの(以下、「燃料使用量」という。)は最大約 7t/h、特定排出水の量は最大約 7,300m³/日であり、「愛知県環境影響評価条例」(平成 10 年愛知県条例第 47 号)第 2 条に規定される「製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガスの製造若しくは供給の事業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場の新設又は増設の事業」に該当しないものと判断しております。</p> <p>上記の燃料使用量は、「大気汚染防止法第 5 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく特定工場等の規模及び総量規制基準」(昭和 51 年愛知県告示第 328 号)別表第 1 に掲げる原料及び燃料の重油の量へ換算したうえで、比重を 0.9 として重量換算し、年間稼働日数 244 日で算出したものです。</p>

第 7.1-2 表(2) 配慮書についての一般の意見の概要と事業者の見解

2. 環境全般

	意見の概要	事業者の見解
4	10 工事の実施に係る項目も配慮事項として想定を 「本事業は、用地造成工事及び施設建設工事を想定しているが、工事計画の検討段階であることから、工事の実施に係る項目は、計画段階配慮事項として選定しないこととした。」p141とありますが、工事計画の検討段階とはいえ、案 A、案 B、案 C p10 と、主要な建造物の構造及び配置を検討できるのだから、それなりの生産施設は想定しており、排水計画で「特定排出水の量は、最大約 7,300m ³ /日を想定」p9 し、環境影響評価条例の対象工場 7,500m ³ ギリギリであるため、水質ぐらいは計画段階配慮事項として選定してください。大気も同様な検討をし、必要なら追加選定してください。	工場供用後の排水計画については、既存工場を参考に、最大排水量を想定したものです。水質については、排水処理施設等で施設排水及び生活排水を適切に処理し、排水基準以下で周辺河川へ放流する計画であることから、水質への重大な影響は想定されないと考えました。方法書以降の手続きにおいては、水質について調査、予測及び評価を行ってまいります。 なお、大気質に関しては、燃料を使用する設備、排ガスの諸元等は今後検討を行うことから、必要に応じて、方法書以降の手続きにて調査、予測及び評価を行ってまいります。
5	11 施設建設工事の環境影響評価を適切に 施設建設工事は、環境影響評価条例の対象規模に匹敵することが分かっているため、方法書以後の手続きで、排水量・水質、排水処理装置の能力、放流先、放流地点前後の水質調査などを、調査・予測・評価を適切に実施するとともに、大気についても同様に行なってください。	方法書以後の手続きにおいて、工事の実施に伴う水質及び大気質の調査、予測及び評価を適切に実施するよう検討してまいります。
6	12 環境質は最新調査を用いる 大気質の状況 p16 が、2023 年度は古すぎます。各所で 2025 年 4 月 30 日現在の WEB を確認したとあるのでやむを得ない無い面もありますが、愛知県は 2025 年 6 月 30 日に「2024 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果並びに大気汚染調査結果について」を発表しています。 特に SPM2% 除外値 p21 が、北部局 0.028→0.028mg/m ³ 、中部局 0.024→0.027mg/m ³ とあがり、年平均値が北部局 0.012→0.012mg/m ³ 、中部局 0.010→0.012mg/m ³ と同じか上がっている PM2.5 が 98% 値は p23、北部局 19.5→18.3mg/m ³ 、中部局 18.0→19.1mg/m ³ とあがっている。 大気有害ジクロロメタン p24 は、年平均 1.0→1.2 とあがっている。 通常の大気予測は最新のバックグラウンドとしてこれらの環境濃度をプラスするので、2023 年度の古い環境濃度を持ちると危険側に予測されます。今後、準備書での予測は少なくとも 2024 年度の現況調査を用いてください。 なお、NO ₂ は p19、年平均値が北部局 0.004→0.04ppm、中部局 0.006→0.006ppm と同じでも、98% 値が北部局 0.010→0.08ppm、中部局 0.015→0.013ppm とさがっていることに留意して、良好な環境を悪化させないようにしてください。	準備書の予測・評価においては、入手可能な最新の調査結果を用いてまいります。
7	13 ダイオキシン類調査は周辺の結果はない？ ダイオキシン類は大気は記載せず p25、水質は「事業実施想定区域及びその周辺では、2019～2023 年度における河川の大ダイオキシン類の調査結果は確認できなかった。」p33 とありますが、豊田市は 2024 年環境報告書・試料編 p72 で「大気 1 地点、河川(水質・底質)3 地点、地下水質 3 地点及び土壌 3 地点で常時監視調査を実施しています。」 これらの結果は平成 6 年版環境調査報告書(表 3-3、3-4)にあります。 大気は中部局(三軒町)だけの測定だが、年平均値は 0.0086pg-TEQ/m ³ を明記し、水質については、事業実施想定区域を流れる下流部の逢妻女川下流の御乗替橋 0.52pg-TEQ/L を記載すべきです。 これでは、豊田市が大ダイオキシン類調査を軽視しているかのような表現になります。	大気の大ダイオキシン類は、第 3 章の「第 3.1-18 表 ダイオキシン類測定結果(2023 年度)」及び「第 3.1-19 表 ダイオキシン類の経年変化」に記載のとおりです。水質、地下水及び土壌の大ダイオキシン類の調査結果は、対象範囲外であったため記載しておりません。今後の環境影響評価図書においても、対象範囲の明確化及び、範囲内の大ダイオキシン類の調査結果を記載してまいります。
8	14 地下水取水への影響を 「2023 年度における地下水の採取量は、豊田市が 6,914 千 m ³ 、みよし市を含む愛知中部水道企業団が 525 千 m ³ となっている。」p97 とありますが、地下水の取水位置(位置、ストレーナ深さ、取水量)を確認し、豊田市の地下水源にどのような影響があるかを調査してください。	方法書以後の手続きにおいて、周辺地域の井戸の位置、地下水利用の状況等の調査を行い、地下水取水への影響について予測及び評価を行ってまいります。
9	15 工事の実施に係る項目も配慮事項に 「本事業は、用地造成工事及び施設建設工事を想定しているが、工事計画の検討段階であることから、工事の実施に係る項目は、計画段階配慮事項として選定しないこととした。」p141～142 とありますが、A 案、B 案、C 案を選定した段階で、各工場の大きさは確定しているので、それなりの想定はできるので、「工事の実施に係る項目」を配慮事項として選定してください。 特に、現地はゴルフ場跡地ということもあり、相当な標高差があり地形改変が必要で、ゴルフ場農薬の使用履歴があるため、地下水の状況だけではなく、地盤・土壌の「土壌環境」及び廃棄物等の「残土その他の副産物」を選定する必要があります。	各工程施設の大きさは、既存工場を参考にしたものであり現時点で確定したものではありません。工事計画については、今後詳細を検討することから、方法書以降の手続きにておいて、土壌環境、残土その他の副産物を環境影響評価項目として選定してまいります。

第 7.1-2 表(3) 配慮書についての一般の意見の概要と事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
<p>10 16 騒音予測をプレス工程で考える理由は？ 騒音の予測手法で「複数案を設定した建造物(プレス工程施設)との最寄りの住宅までの距離を整理した。」p144 とあるが、なぜプレス工程施設からの騒音が、ボデー工程、塗装工程、組立工程施設の騒音より大きいのか、少なくとも現状の自動車工場の主要騒音源と騒音の大きさを示してください。</p>	<p>車両工場のプレス工程施設では、金属加工機械である機械式プレス機の使用が想定されるため、プレス工程施設を主要な騒音発生源と想定しました。</p>
<p>11 17 悪臭予測を塗装工程で考える理由は？ 悪臭の予測手法で「複数案を設定した建造物(塗装工程施設)との最寄りの住宅までの距離を整理した。」p148 とあるが、なぜ塗装工程施設からの悪臭が、ボデー工程、塗装工程、組立工程施設の悪臭より大きいのか、少なくとも現状の自動車工場の悪臭の主要発生源と悪臭の種類・濃度、出入口・駐車場を示してください。</p>	<p>車両工場の塗装工程施設では、塗料や溶剤を使用しており、車両生産に係る他の施設と比較して臭気が発生しやすいと考えられるため、塗装工程施設を主要な臭気発生源と想定しました。</p>
<p>12 18 約 50m の高低差があり、土壤汚染の恐れを明らかに 地下水の状況の調査結果で「事業実施想定区域のうち、残置緑地を除く改変区域における標高の最大値は約 107m、最小値は約 55m、平均値は約 81m である。」p149 とありますが、約 50m の高低差があり、その他、ゴルフ場跡地のため多くの起伏があります。このため、工場敷地として売するために相当の切盛土が必要であり、その量を明らかにするとともに、土壤汚染の恐れがないかをこの配慮書の段階で明らかにしてください。</p>	<p>工事計画は現在検討段階にあるため、切盛土の量は、今後の配置計画等を踏まえ具体化していきます。 また、土壤汚染については、方法書以降に現地調査にて確認を行います。</p>
<p>13 19 調査地域の定義がちがっている 騒音、悪臭は「事業実施想定区域及びその近傍」p111, 148。 地下水、動物、植物、生態系は「事業実施想定区域及びその周囲」p149, 155, 164, 172。 景観は「事業実施想定区域から 3km を包含する周囲」p177 としている。いずれも東西 9km、南北 10km の地図内に収まっているが、配慮書での「調査地域」の定義が、騒音・悪臭、地下水・動植物、景観で異なるのは不整合です。異なっている理由は何ですか。 p111 騒音「事業実施想定区域及びその近傍とした。」 p148 悪臭「事業実施想定区域及びその近傍とした。」 p149 地下水「事業実施想定区域及びその周囲とした。」 p155 動物「事業実施想定区域及びその周囲とした。」 p164 植物「事業実施想定区域及びその周囲とした。」 p173 生態系「事業実施想定区域及びその周囲とした。」 p177 景観「事業実施想定区域から 3km を包含する周囲とした。」p179 で範囲が図で示されている</p>	<p>計画段階配慮事項の調査の対象とする地域は、「環境影響評価指針」第 8 第 1 項第 3 号に規定される「環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲」を踏まえ以下のとおり設定しています。 騒音及び悪臭は、最寄りの住宅を含む事業実施想定区域及びその近傍としました。 地下水、動物、植物及び生態系は、影響を受けるおそれが想定される周囲の井戸、注目すべき生息地、重要な群落等、重要な自然環境のまよりの場等を踏まえ事業実施想定区域及びその周囲としました。 景観は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(面整備事業環境影響評価研究会、1999 年)の「対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施区域及びその周囲約 3km 程度の範囲」を参考に設定しました。</p>
<p>14 <三好ヶ丘住宅街への環境影響について> 建設予定地の北から西側に位置する住居専用地域(三好ヶ丘住宅街)への住環境配慮をお願い致します。特に下記事項についてお願い致します。 1. 通行車両増加による影響 ・工場稼働に伴う車両出荷、部品資材納入、通勤車両及び建設中の関係車両 etc.による交通渋滞、騒音、排気ガスが予想される。 2. 工場騒音、悪臭の評価方法(計画段階環境配慮書〔要約書〕P15、19)について ・工場建造物から最寄りの住宅までの距離にて評価されていますが、周辺住宅件数も評価に織り込むべきと考えます。 <理由>例として「①10 軒の最寄り住宅」と「②100 軒の最寄り住宅」を比較したとすると、①が②に比較して、工場建物からの最短距離が 1m でも短い場合は、①の影響が大きいと評価されてしまう。 周辺環境に調和する次世代の産業地区の計画をお願い致します。</p>	<p>事業実施想定区域の北から西に位置する住居専用地域は、事業実施想定区域に隣接していることから、住環境への配慮について以下の点を考慮し検討してまいります。 1. 工事中及び工場稼働に伴う関係車両による交通渋滞、騒音、排気ガスについては、これらの環境影響を回避・低減するための環境保全措置を検討するとともに、交通量、道路交通騒音、大気質等の調査、予測及び評価を実施し、影響の低減に努めてまいります。 2. 配慮書においては、住宅までの距離による簡易な予測手法を用いましたが、方法書以降の手続きにおいて影響予測を行う場合は、住居地域内の最も影響を受ける住宅等を評価対象とすることで、住居地域全体の環境影響の低減と環境基準等の環境保全の基準との整合を確保してまいります。住居専用地域は、配慮が特に必要な地域と認識しており、今後、可能な限り環境影響の低減策を検討するとともに、周辺環境に調和する次世代産業地区となるよう努めてまいります。</p>

第 7.1-3 表(1) 環境の保全の見地以外からの意見の概要と事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
<p>1 なぜ、トヨタ自動車が入っていないのか 事業者は「愛知県企業庁」p1 だけとなっていますが豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業(2007 年 7 月方法書)では、オーダーメイド方式の造成だったこともあってか、事業者が愛知県とトヨタ自動車(株)が連名となっていました。同じ造成事業なのに、なぜ、トヨタ自動車(株)が事業者から抜けているのですか。</p> <p>1 事業目的では「トヨタ自動車(株)の国内工場の多くは老朽化も進んでいることから、競争力の維持向上と環境負荷低減の取組を加速化するため、新工場の整備が喫緊の課題となっている。」p3 とあり、事業予定地は、「開発済みのゴルフ場跡地」p10 とはいえ、トヨタ自動車貞宝工場の北に隣接する約 142ha をトヨタ自動車の新工場(プレス工程、ボデー工程、塗装工程、組立工程)だけのための造成であり、トヨタ自動車は連名事業者となり、用地造成など必要な費用負担もしてください。</p>	<p>本事業は、「愛知県環境影響評価条例」(平成 10 年条例第 47 号)に規定される「工業団地の造成の事業」の規模要件(75ha 以上)に該当するため、用地造成工事を実施する愛知県企業庁が事業者となります。</p> <p>「豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業」における環境影響評価も、本事業と同様に愛知県企業庁が事業者となりました。</p>
<p>2 トヨタ自動車取得することは確かか 事業予定地は、事業の位置で「開発済みのゴルフ場跡地」p10 とありますが、これは事実ですか。貞宝カントリークラブは「2027 年半ばまでに営業終了を予定していることがわかった。ゴルフ場会員にはすでに方針を伝えており、営業終了後の跡地は工業用に活用される見通し。」中部経済新聞 2025 年 9 月 10 日と言われていただけです。</p> <p>2 現に、貞宝カントリークラブの WEB(貞宝カントリークラブ公式ウェブサイト)では、2025 年 11 月現在でも公式サイトで 2026 年の年間予定が公表されています。工事工程 p9 のとおりなら、環境影響評価終了後直ちに用地造成工事が始まりゴルフ場は営業できなくなるはずですが、貞宝カントリークラブはこのことを承知しているのですか。愛知県企業庁は確実にこの土地を取得できるのですか。</p>	<p>「第 9 次豊田市総合計画」(豊田市、2025 年)における将来都市構造で、計画的に新たな産業立地を促進する産業誘導エリアに設定することを豊田市が貞宝カントリークラブへ説明しご理解を得ており、現在、用地取得に向けた交渉を進めております。</p>
<p>3 愛知県としての採算性の検討をしてください 「本事業は「愛知県公営企業の設置等に関する条例」(昭和 55 年愛知県条例第 3 号)に位置付けられている用地造成事業である。」p3 とあり、愛知県企業庁が、土地の取得、造成を行うものですが、用地取得、土地開発法令手続き(保安林解除等)、遺跡調査(年報 2017 愛知県埋蔵文化財調査センター:北野田 B 遺跡発掘 1200m²、南川遺跡 50m² 始め 34 遺跡の整理、孫石遺跡 600m²、トヨタ下遺跡 700m² 発掘)、環境影響評価などの複雑・面倒な手続きを企業庁が負担します。それを加味した譲渡費用になるはずとはいえ、企業がこうした事前の費用を企業庁が肩代わりする制度の是非をまず検討してください。</p> <p>3 企業庁の用地造成事業については、平成 13 年度において包括外部監査の対象となっています。また、愛知県における外部監査が平成 20 年度に行われました。いずれの監査でも日進東部、日進中部、設楽清崎、幡豆の 4 地区で先行取得用地を保有していますが、未開発で利活用方法を検討という状況に変化はありません。</p> <p>企業庁の事業内容(2024.6.10 : https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kigyosomu/0000025116.html)によれば 1961(昭和 36)年度~2023(令和 5)年度までに、内陸用地で 38,010 千 m² 造成完了、94.5%の 37,703 千 m² を処分しました。しかし、内陸用地の幡豆地区は土砂採取事業が空港会社からの埋立用土砂のキャンセルがあり、宅地造成事業も平成 13 年 1 月 31 日に事業の中止が決定されました。また臨海用地の中部臨空都市は 2,083 千 m² の造成完了後も、処分できたのは 1,459 千 m² だけと問題になっています。</p> <p>こうした将来の事業に対する不安を、企業庁が税金で負担する仕組みは誰が見てもおかしいものです。少なくともトヨタ自動車は、必ず適切な費用で買い取る、キャンセル時の扱いを示した文書を示してください。</p>	<p>愛知県企業庁では、企業が必要とする敷地面積が、一般的な工業用地の分譲では対応出来ないほど大規模なものであり、かつ、県の基幹産業である自動車産業の高度化に寄与するなど、県の政策上特に重要な開発であると考えられる場合に、オーダーメイド型の開発を行っております。</p> <p>オーダーメイド型開発とは、特定の企業と地元市町村から開発要請を受け開発行為を実施するものであり、企業庁の事務費を含む開発に係るすべての経費と報酬を企業から受け取る開発手法であります。</p>
<p>4 企業庁が用地造成事業をできる制度の再検討を 愛知県企業庁の業務は「愛知県公営企業の設置等に関する条例」第 1 条の公営企業の設置で、水道事業、工業用水事業、用地造成事業の 3 種類が定められていますが、用地造成事業だけは法の特例で行なうため、条例第 2 条(法の適用)で「地方公営企業法第 2 条第 3 項...に基づき、用地造成事業に法の既定の全部を適用する。」と、わざわざ決めてあります。誰もが使える水道、工業用水事業を企業庁が行なう事に異論はありませんが、用地造成という特定の企業だけが利用できる事業を企業庁が県税を使って行なう事を再検討してください。</p> <p>4 また、地方公営企業法で定められている経費負担の原則により、一般会計が負担すべき経費を除いて、収益でその経費のすべてを賄う必要があります。独立採算性の原則に基づいた企業運営が重要です</p>	<p>「愛知県公営企業の設置等に関する条例」(昭和 55 年愛知県条例第 3 号)に基づいて用地造成事業を行っております。</p> <p>引き続き健全な経営に努めてまいります。</p>

第 7.1-3 表(2) 環境の保全の見地以外からの意見の概要と事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
<p>5 用地造成計画の縮小・廃止を 「愛知県公営企業の設置等に関する条例」第 3 条(経営の基本)第 4 項で「用地造成事業の計画年次及び造成面積は、別表第 3 のとおりとする。」(一部改正:2011(平成 23)年)とあり、計画年次:2016(平成 28)年度から 2025(平成 37)年度まで、造成面積 1200 万 m²とあります。 今までの 63 年間で内陸が 3801 万 m²、臨海で 3786 万 m²、計 7587 万 m²の造成をしながら(平均 120 万 m²/年)、幡豆の失敗、中部臨海の不振を見直し、たびたび監査を受けたこともあり、今後 10 年間で 1200 万 m²(平均 120 万 m²/年)造成という同程度の計画ですが、まずは、幡豆の失敗、中部臨海の不振などを含め、造成後の未収割合 5~10%を削減し、そもそも論から考え、用地造成計画の縮小・廃止を検討してください。 都道府県、指定都市・市町村・事務組合合計では、平成 16 年度は 622 事業、平成 17 年度は 537 事業、平成 18 年度は 521 事業であり、減少傾向が認められます。 また、千葉県では平成 22 年 9 月に策定した「企業庁新経営戦略プラン(改定版)(平成 22 年度~24 年度)」に基づき、土地造成整備事業について、24 年度末に一定の区切りを付けることとし、各種取組を実施してきました。この結果、概ね所期の目的を果たすことができた(企業庁新経営戦略プラン(改定版)の実施結果について/千葉県)としていることを参考にしてください。</p>	<p>「企業庁経営戦略」(計画期間:2016 年度~2025 年度)を策定し、経営の効率化・適正化など、経営基盤の強化の取組を進めています。</p>
<p>6 トヨタ自動車として採算性の検討をしてください 「トヨタ自動車株式会社の国内工場の多くは老朽化も進んでいることから、競争力の維持向上と環境負荷低減の取組みを加速化するため、新工場の整備が喫緊の課題となっている。」p3とありますが、新工場の整備が課題となっていることは理解できるとしても、「主な施設としては、プレス工程、ボデー工程、塗装工程、組立工程と含む工場を整備する計画である。」p9 とあり、従来の工場と同じ内容ではないですか。これでは製造する自動車も同じままで、環境負荷低減の取組みを加速化することはできないのではないですか。将来の自動車の在り方から、どのような自動車売れるのか、採算性を十分検討してください。 環境省の「環境アセスメント制度のあらまし(パンフレット)」でも「環境アセスメントとは? 開発事業による環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。」p1 とし、必要性や採算性は当然のこととし、それに加えて環境の保全を掲げています。配慮書段階で、採算性を検討することが重要です。</p>	<p>トヨタ自動車は、国内生産 300 万台体制の維持に加え、先端技術を活用し、多様な人材が活躍できる環境を備えた「未来工場」づくりに取り組んでおり、2025 年 8 月に愛知県豊田市(貞宝町周辺)に車両工場を新設するための土地の取得を決定しております。</p>

※意見中の図表については、省略させていただきました。

7.2 配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の環境影響評価指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

7.2.1 事業を実施する位置及び事業の規模等

対象事業の位置は、環境影響を最小限に留める観点から、開発済みの土地であるゴルフ場跡地を利用することとした。また、法令等の規制状況の制約条件及び地権者との調整状況を考慮した上で候補地を選定し、対象事業実施区域は愛知県豊田市貞宝町、浄水町、花丘町、久岡町、大池町及び逢妻町地内とした。

事業の規模は、土地利用計画（主要な交通ルートから接続する道路を含む。）の検討状況を踏まえ、対象事業実施区域に含まれる可能性のある範囲として約 149ha とした。

7.2.2 主要な建造物の計画

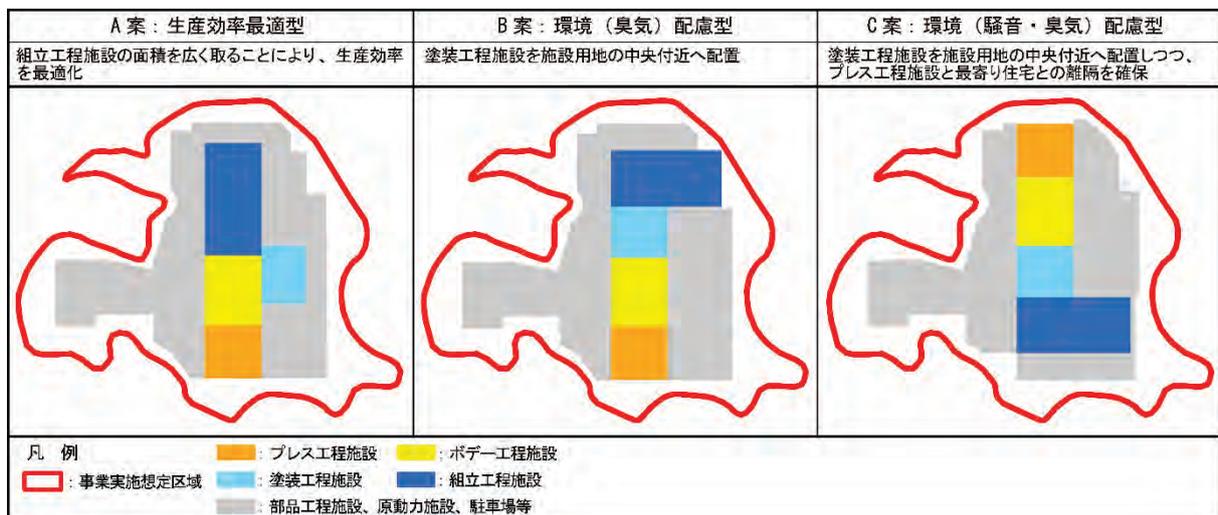
1. 配慮書における検討

配慮書においては、第 7.2-1 表に示す主要な建造物について、施設用地において設置可能な施設を検討した結果、第 7.2-1 図に示す A 案、B 案、C 案を設定した。

配慮書における主要な建造物の配置に関する複数案の検討は、第 4 章の「4.1 計画段階配慮事項の選定」のとおり、計画段階配慮事項に「騒音」、「悪臭」、「地下水の状況」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」を選定した。検討の内容については、第 4 章の「4.2 調査、予測及び評価の結果」及び「4.3 総合的な評価」のとおりである。

第 7.2-1 表 配慮書において検討した主要な建造物の構造

施設	寸法（長さ×幅×高さ）
プレス工程	最大約 240m×約 230m×約 20m
ボデー工程	最大約 290m×約 230m×約 18m
塗装工程	最大約 200m×約 230m×約 30m
組立工程	最大約 500m×約 230m×約 18m



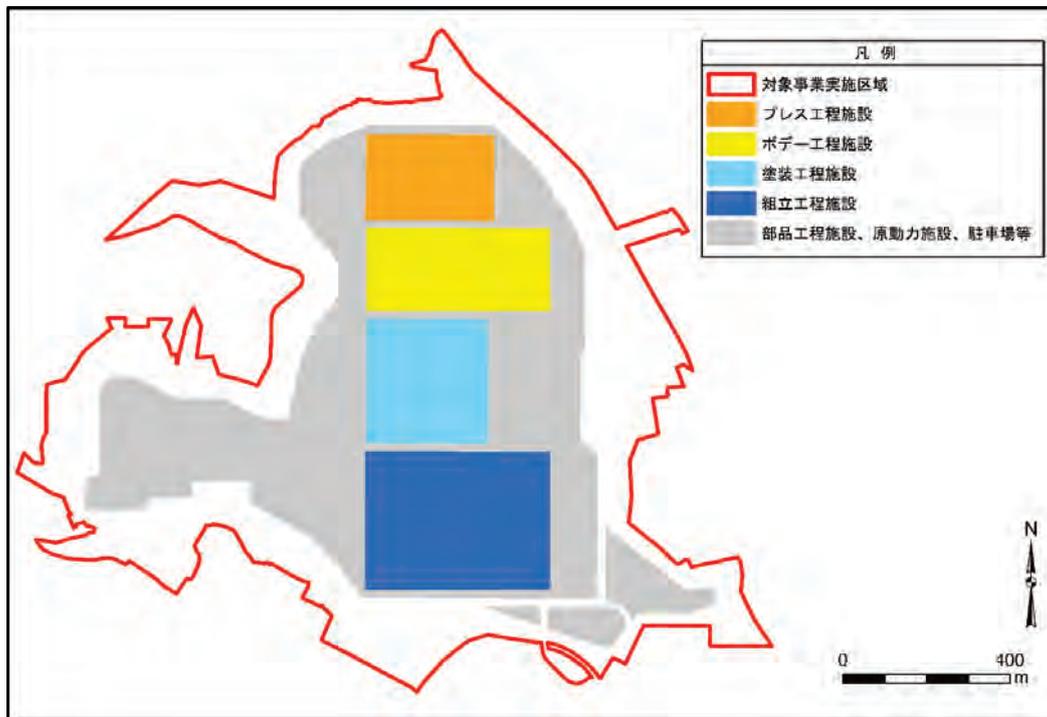
第 7.2-1 図 配慮書において検討した主要な建造物の配置図

2. 方法書における検討

方法書においては、配慮書公表以降にトヨタ自動車において国内生産計画が検討され、必要な生産能力を確保しつつ、環境に配慮した主要な建造物の構造及び配置を検討した結果、C案を基本とした構造及び配置としてD案を設定した。D案における構造は第7.2-2表、配置は第7.2-2図のとおりである。

第7.2-2表 方法書において検討した主要な建造物の構造（D案）

施設	寸法（長さ×幅×高さ）
プレス工程	最大約 200m×約 300m×約 25m
ボデー工程	最大約 200m×約 440m×約 25m
塗装工程	最大約 300m×約 300m×約 40m
組立工程	最大約 340m×約 440m×約 25m



第7.2-2図 方法書において検討した主要な建造物の配置図（D案）

3. 検討結果

配慮書及び方法書における検討結果は、第7.2-3表のとおりであり、A～D案の複数案について違いを比較した。

その結果、騒音及び悪臭については、プレス工程施設及び塗装工程施設と最寄りの住宅との距離はC案が最も大きく、次いでD案、B案、A案の順に小さくなり、C案が最も影響の低減が可能な配置と考えられた。

景観については、建造物の視認の可能性がある眺望点3地点からの水平見込角を比較し、A案で最大約39度、B案で最大約38度、C案で最大約39度、D案で最大約41度であり、B案が最も影響が小さい配置と考えられた。ただし、いずれの案も対象建造物が目立つようになる水平見込角10°を大きく超えており、樹木や人工物等の遮蔽物により、水平見込角は変化する可能性が高いことから、複数案による影響の違いはほとんどないものと考えられる。

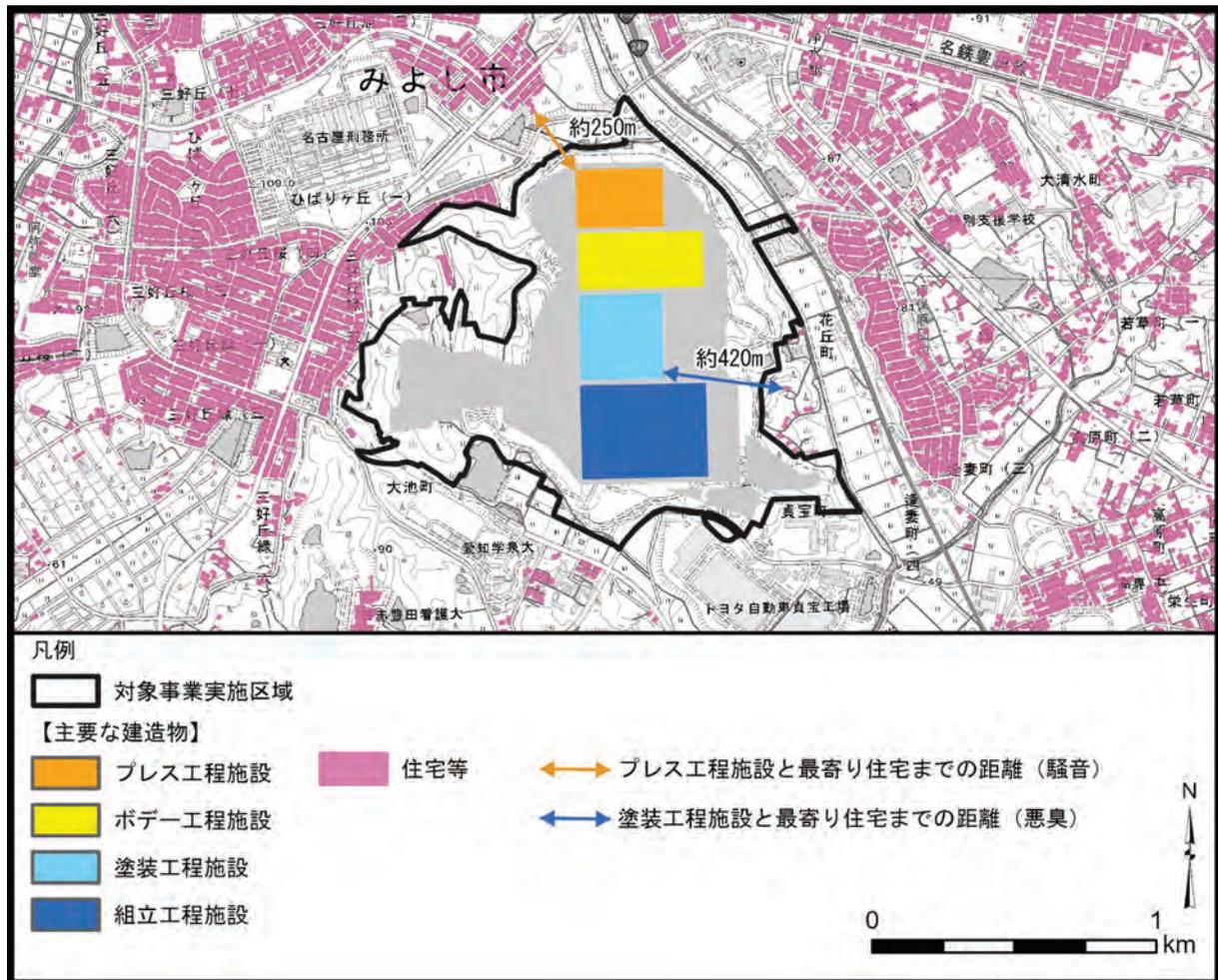
以上の環境面の検討結果に加えて、競争力の維持向上、地域活性化等の経済・社会面を考慮し、主要な建造物の構造及び配置については、必要な生産能力を確保しつつ、環境への配慮が可能なD案を採用することとした。

なお、プレス工程施設及び塗装工程施設と最寄りの住宅との距離は、D案（第7.2-3図）がC案よりも短くなるものの、第2章「2.2.7 事業計画の策定時における環境配慮事項」を踏まえ、今後の環境影響評価手続きにおいて、より具体的な環境配慮事項を検討していく。

第7.2-3表 配慮書及び方法書における検討結果

環境要素	予測及び評価手法	配慮書			方法書
		A案	B案	C案	D案
騒音 (施設からの騒音)	プレス工程施設と最寄りの住宅との距離	約240m	約240m	約270m	約250m
悪臭	塗装工程施設と最寄りの住宅との距離	約260m	約390m	約450m	約420m
景観 (眺望景観)	主要な眺望点からの水平見込角				
	浄水公園	約34度	約38度	約39度	約39度
	三好丘緑地	約25度	約28度	約26度	約28度
	三好丘桜公園	約39度	約37度	約37度	約41度

- 注：1. 景観の主要な眺望点は、建造物の視認の可能性がある眺望点のみを記載した。
 2. 水平見込角は、施設を眺望点から水平の位置に眺望できると仮定した。また、樹木や人工構造物等の遮蔽物による影響は考慮していない。



第7.2-3図 最寄りの住宅との距離（D案）